

へいせい ねんどだい かいよこはまししょうがいしゃせ さくすいしんきょうぎ かい
平成27年度第2回横浜市障害者施策推進協議会

へいせい ねん がつ か か
平成28年2月23日(火)

ごぜん じ じ
午前10時～12時

ばしよ よこはましけんしゅう ごうしつ
場所：横浜市研修センター 403号室

し だい
《次 第》

1 かい かい
開 会

2 けんこうふくしきよくちょう
健康福祉局長あいさつ

3 ぎだい
議題

(1) しょうがいしゃさべつかいしょうほうしこう む し とりくみ しりょう
障害者差別解消法施行に向けた市の取組について (資料1)

(2) がくれいこうきはつたつしょうがいじ しえん し ていげん しりょう
学齢後期発達障害児の支援における市への提言について (資料2)

4 ほうこくじこう
報告事項

へいせい ねんどよきあん あん しりょう
平成28年度予算(案)について (資料3)

5 そのた
その他

よこはまししょうがいしゃせさくすいしんきょうぎかい
横浜市障害者施策推進協議会委員

へいせい ねん がつ にち
 平成28年6月30日まで

	しめい 氏名	しよぞく 所属
1	わたなべ まきたか 渡部 匡隆	よこはまこくりつだいがくきょういくにんげんかがくぶしょうがいじきょういくかていきょうじゅ 横浜国立大学教育人間科学部障害児教育課程教授
2	あらい まさあき 荒井 政明	しゃだんほうじんかながわけん せいしんか びょういんきょうかいふくかいちよう 社団法人神奈川県精神科病院協会副会長
3	いのうえ しげる 井上 繁	とくていひえいり かつどう ほうじん よこはまして いくせいかい 特定非営利活動法人横浜市手をつなぐ育成会
4	いわさわ ひろあき 岩沢 弘秋	にほん ろうどうくみあいそうれんごうかいよこはまちいき れんごむむ きよくちよう 日本労働組合総連合会横浜地域連合事務局長
5	うちだ ゆたか 内田 豊	かながわけんりつほどがやようごがっこう 神奈川県立保土ヶ谷養護学校
6	おおとも まさる 大友 勝	とくていひえいりかつどうほうじんよこはましせいしんしょうがいしゃちいきせいかつしえんれんごうかいだいひよう 特定非営利活動法人横浜市精神障害者地域生活支援連合会代表
7	かしわぎ あきら 柏木 彰	とくていひえいりかつどうほうじんよこはまよこはまし せいしんしょうがいしゃかぞくれんごうかいふくりじちよう 特定非営利活動法人横浜市精神障害者家族連合会副理事長
8	しぶや はるみ 渋谷 治巳	よこはまししょうがいしゃちいきさぎょうしよれんらくかい 横浜市障害者地域作業所連絡会
9	すずき かずこ 鈴木 和子	とくていひえいりかつどうほうじんよこはましかくししょうがいしゃふくしきょうかい 特定非営利活動法人横浜市視覚障害者福祉協会
10	すずき かずと 鈴木 和人	よこはましちゆうぶしゅうろうしえんせんたーしよちよう 横浜市中部就労支援センター所長
11	すやま まさえ 須山 優江	よこはましちゆうとしつちよう・なんちようしゃきょうかいふくかいちよう 横浜市中途失聴・難聴者協会副会長
12	ただ ようこ 多田 葉子	しゃかいふくしほうじん かい けいえん かいけいしくなる しせつ ちよう 社会福祉法人偕恵園 偕恵シグナル施設長
13	たなか りな 田中 梨奈	かながわけん せいしん ほけん ふくしし きょうかい 神奈川県精神保健福祉士協会
14	とつか たけかず 戸塚 武和	しゃだんほうじん よこはまし いしかい ふくかいちよう 社団法人横浜市医師会副会長
15	なかね みきお 中根 幹夫	しゃかいふくしほうじんよこはまきょうせいかい 社会福祉法人横浜共生会 どんとこい・みなみ所長
16	ながた たか 永田 孝	よこはましぐるーがほーむれんらくかい にゆうきよしやぶかいりにゆうきよしやいいん 横浜市グループホーム連絡会 入居者部会入居者委員
17	なら さき まゆみ 奈良崎 真弓	ほんにん かい きんふらわー 本人の会 サンフラワー
18	にしかわ まいこ 西川 麻衣子	かぶしがいいしゃ ふあむろーど 株式会社 ファムロード
19	はらだ しゅうきち 原田 修吉	よこはまこうきょうしよきょうあんていじよしよちよう 横浜公共職業安定所所長
20	ひらい あきら 平井 晃	よこはまし くるまいす かい かいちよう 横浜市車椅子の会会長
21	もり かずお 森 和雄	よこはまし しゃかいふくし きょうぎかいしよがいがいしやえん せんたー たんどう リジ 横浜市社会福祉協議会障害者支援センター担当理事
22	やしま としあき 八島 敏昭	よこはまししんしん しよがいがいしや まも かいれんめいだいひようかんじ 横浜市心身障害児者を守る会連盟代表幹事
23	やまだ はつお 山田 初男	よこはまししんたいしよがいがいしやだんたいれんごうかいふくりじちよう 横浜市身体障害者団体連合会副理事長
24	わたなべ まさこ 渡邊 雅子	よこはましあおばくせいかつしえんせんたーしよちよう 横浜市青葉区生活支援センター所長
25	わだ ちずこ 和田 千珠子	あさひくちいき せいかつしえん きよてん 旭区地域生活支援拠点 ほっとぽっと

平成27年度 横浜市障害者施策推進協議会事務局名簿

くぶん 区分	きよくめい 局名	ほしよくめい 補職名	しめい 氏名
じむきよく 事務局	けんこう ふくし きよく 健康福祉局	けんこう ふくし きよくちやう 健康福祉局長	こいぶち しんや 鯉淵 信也
		けんこうふくしきよくたんとうりじ(けんこうふくしきよくほけんしよちやう) 健康福祉局担当理事(健康福祉局保健所長)	とよざわ たかひろ 豊澤 隆弘
		けんこうふくしきよくたんとうりじ (ほけんいりりやういむかん) 健康福祉局担当理事(保健医療医務監)	みずの てつひろ 水野 哲宏
		しやうがいふくし ぶちやう 障害福祉部長	さいとう きよし 齋藤 聖
		けんこう そうだん ちやう こころの健康相談センター長	しらかわ のりと 白川 教人
		けんこうふくしきよくたんとうぶちやう(けんこうあんぜんぶほけんじぎやうかたんとうから) 健康福祉局担当部長(健康安全部保健事業課担当課長)	たなか そのじ 田中 園治
		しやうがいきかく かちやう 障害企画課長	やまだ ひろし 山田 洋
		しやうがいふくし かちやう 障害福祉課長	かみじやう ひろし 上條 浩
		しやうがいしえん かちやう 障害支援課長	きみわだ たけし 君和田 健
		きかく ぶ きかく かちやう 企画部企画課長	うしいえ りやういち 氏家 亮一
	ふくし ほけん か ちやう 福祉保健課長	きくち たかし 菊池 孝	
	ち いきしえん かちやう 地域支援課長	いのうえ ひろき 井上 弘毅	
	こどもせいしやうねんきよく こども青少年局	せいしやうねんきよくちやう こども青少年局長	たなか ひろあき 田中 博章
		ふくし ほけん ぶちやう こども福祉保健部長	ほその ひろつぐ 細野 博嗣
		しやうがいふくし ほけん かちやう 障害児福祉保健課長	さとう ゆうこ 佐藤 祐子
		きかく ちやうせいにかちやう 企画調整課長	よしかわ なおとも 吉川 直友
	きやういんかい じむきよく 教育委員会事務局	きやういんかい すいしんか ちやう 教育政策推進課長	たかみ あきこ 高見 暁子
		とくべつ しえん きやういんか ちやう 特別支援教育課長	よしはら まさる 吉原 勝
	かんけいきよく 関係局	せいさく きよく 政策局	つる れいこ 津留 玲子
		けんちく きよく 建築局	すずき しやうじ 鈴木 章治
こうつう きよく 交通局		そうむ かちやう 総務課長 吉田 美幸	
じむたんとう 事務担当	けんこうふくしきよく 健康福祉局	しやうがいきかくかきかくちやうせいにかかりちやう 障害企画課企画調整係長	おおつ ご 大津 豪
		しやうがいきかくかせいどたんとうかりちやう 障害企画課制度担当係長	やまだ かずこ 山田 和子
		しやうがいきかくかきかくすいしんたんとうかりちやう 障害企画課施策推進担当係長	なかもら つよし 中村 剛志
		しやうがいきかく か きかく かいしよちやうたんとう かりちやう 障害企画課差別解消法担当係長	おがわ たけひろ 小川 武広
		しやうがいきかくかせいしんほけんふくしかかりちやう 障害企画課精神保健福祉係長	やまむら たろう 山村 太郎
		しやうがいきかくかしゆうちやうしえんかりちやう 障害企画課就労支援係長	えはら けん 江原 顕
		しやうがいふくしかせいにかつしえんかりちやう 障害福祉課生活支援係長	いまい ともこ 今井 智子
		しやうがいふくしかいどうしえんかりちやう 障害福祉課移動支援係長	いいの まさお 飯野 正夫
		しやうがいふくしかちいきかつどうしえんかりちやう 障害福祉課地域活動支援係長	まつうら たくろ 松浦 拓郎
		しやうがいふくしかじぎやうしんかいせいだんとうかりちやう 障害福祉課事業者育成担当係長	たんの くみ 丹野 久美
		しやうがいしえんかしようがいしえんかりちやう 障害支援課障害支援係長	なぐら たかのり 名倉 孝典
		しやうがいしえんかせいしんかいせいしんたんとうかりちやう 障害支援課整備推進担当係長	かわしま ともこ 川島 とも子
		しやうがいしえんかざいたくしえんかりちやう 障害支援課在宅支援係長	うつぎ ゆうこ 卯都木 優子
		しやうがいしえんかじぎやうしえんかりちやう 障害支援課事業支援係長	たかしま ともこ 高島 友子
		しやうがいしえんかたんとうかりちやう 障害支援課担当係長	いけむら あきひろ 池村 明広
		けんこう そうだん せんたー そうだんえんじよかりちやう こころの健康相談センター相談援助係長	しんかい たかお 新海 隆生
		けんこう そうだん せんたー きゆうきゆういりやうかりちやう こころの健康相談センター救急医療係長	こまがた としふみ 駒形 俊文
	きかく か きかく かりちやう 企画課企画係長	あわや しらべ 粟屋 しらべ	
	せいしやうねんきよく こども青少年局	しやうがいふくし ほけん か たんとう かりちやう 障害児福祉保健課担当係長	しばやま かずひこ 柴山 一彦
		しやうがいふくしほけんかたんとうかりちやう 障害児福祉保健課担当係長	くろた ともこ 黒田 智子
		しやうがいふくし ほけん か せいび たんとう かりちやう 障害児福祉保健課整備担当係長	はたけやま げのり 畠山 重徳
	きやういんかい じむきよく 教育委員会事務局	きかく ちやうせいき きかく ちやうせいかりちやう 企画調整課企画調整係長	かきぬま ちひろ 柿沼 千尋
		きやういんかいせいさくすいしんか たんとう かりちやう 教育政策推進課担当係長	いみな ひろき 伊皆 宏樹
		とくべつ しえん きやういんか たんとう かりちやう 特別支援教育課担当係長	ながい としお 永井 俊雄
	かんけいきよく 関係局	せいさく きよく 政策局	すずき まきのり 鈴木 政憲
		けんちく 建築局	じゆたくせいさくか たんとう かりちやう 住宅政策課担当係長 おの けいいち 小野 慶一

平成27年度第2回横浜市障害者施策推進協議会座席表

平成28年2月23日(火)

午前10時～12時00分

横浜市研修センター 403号室

田中 担当部長 事業課担当課長	水野 保健医療 社局担当理事	井上 地域支援課長	菊池 福祉保健課長	氏家 企画課長	鈴木 建築局住宅政策課長	吉田 交通局総務課長
○	○	○	○	○	○	○
佐藤 子ども青少年局 福祉保健課長	細野 子ども青少年局 福祉保健部長	鯉淵 健康福祉局長	齋藤 障害福祉部長	白川 こころの健康相談 センター長	山田 障害企画課長	君和田 障害支援課長
○	○	○	○	○	○	○

マイク係

記録席

傍聴席

マイク係

補助員

筆記通訳者	○	筆記通訳者	○	西川委員	○
筆記通訳者	○	筆記通訳者	○	中根委員	○
須山委員	○			田中委員	○
和田委員	○			鈴木和人委員	○
渡邊委員	○			鈴木和子委員	○
補助員	○			渋谷委員	○
奈良崎委員	○			山田委員	○
八島委員	○			平井委員	○
永田委員	○			大友委員	○
補助員	○				

渡部会長 柏木委員 荒井委員 岩沢委員

プロジェクター

出入口

しょうがいしゃさべつかいしょうほう しこう ともな し とりくみ
障害者差別解消法の施行に伴う市の取組について

よこはまししょうがいしゃさべつかいしょうけんとうぶかい ていげん おも ないよう
横浜市障害者差別解消検討部会の提言の主な内容

し おも とりくみ
市の主な取組

とりくみ
取組①

ふとう さべつてきとりあつか きんし かん
不当な差別的取扱いの禁止に関すること

ふとう さべつてきとりあつか きんし
(不当な差別的取扱いを禁止)

とりくみ
取組②

ごうりてきはいりよ
合理的配慮の
提供に関するこ
と

- マニュアル等による対応も必要であるが、(本人の意向を確認した上で) 場面に応じて職員が考え、臨機応変に対応することが大切である。
- 合理的配慮は、特別なことを求めるものではなく、「周りの人(対応する人)が少し気を遣うことで、障害のある人の生きにくさを改善していきましょう」というものである。
- 誤った配慮とならないよう、「障害の特性を理解する」ことなどが必要である。

- 窓口対応等、行政サービスの様々な場面で合理的配慮の提供に取り組みます。
- 障害の状況等は一人ひとり異なるため、その人の意向を確認し、場面に応じて考え、対応していくことを基本とします。
- 適切な配慮を行うため、障害の特性等を理解するとともに、その人の意向をきちんと確認して対応します。
- 指定管理者が管理する施設等も市と同じように配慮に努めます。

とりくみ
取組③

しよくいんたいおうようりよう
職員対応要領
の策定及び職員
研修に関するこ
と

- 職員が障害者差別の解消に適切に取り組んでいくため、市の職員対応要領を策定すべきである。
- 障害のある人の対応は福祉の部門ということではなく、どの職員も同じ対応ができるようにすることが必要である。そのため、継続的なシステムとして研修を行う必要がある。

- 職員が適切に取り組んでいくため、合理的配慮等の具体例を含む職員対応要領を策定します。
- 職員研修を継続的・計画的に実施します。障害種別ごとに求められる配慮の例を具体的に示すなど、より効果のある内容とします。

とりくみ
取組④

くやくしょなど しせつ
区役所等の施設・
設備の改善等に
関すること

- 設備の設置で終了ということではなく、稼働後の管理も大切である。庁舎内のエレベーター、多目的トイレ等の使用状況に問題はないかなど、障害のある人の立場に立って確認が必要である。

- 庁舎内の設備について、障害のある人の目線で定期的に使用状況等の確認を行います。
- 非常通報設備等の確認を行います。

とりくみ
取組⑤

しみん けいはつ
市民への啓発に
関すること

- まず何よりも現状を知っていただくことが大切である。「障害者差別に関する事例の募集」で寄せられた事例を活用し、市民向けリーフレット作成等に取り組むべきである。
- 障害のある人たちへの啓発を忘れてはならない。障害に応じた研修資料等が必要である。
- 気軽な雰囲気の中で障害のある人となない人が交流できる場を設け、その中で障害の理解を広げていく取組を市独自に検討すべきである。
- 障害のある人の協力、参画の下での実施が有効である。

- 啓発活動は、障害のある人の参加の下で行うよう努めます。
- 事例募集で寄せられたものも活用しながら、市民向けのリーフレットの作成・配布等の取組を進めます。障害のある人への啓発については、障害に応じた啓発資料等の工夫をします。
- 気軽な雰囲気の中で、障害種別ごとに、障害の特性や適切な配慮等を学ぶ講習会を設定し、市民の間に障害の理解の輪を広げていきます。

とりくみ
取組⑥

そうだんおよ ぶんそう
相談及び紛争の
防止等のための
体制の整備に関
すること

- 相談窓口による解決が難しい事案について、解決を目指すための相談、調整、あっせんという一連の仕組みを市独自に構築すべきである。また、仕組みを明確にしておくため、条例の制定についても検討していただきたい。
- 障害者差別解消支援地域協議会を設置する場合は、その役割を明確に定めることが必要である。

- 解決が難しい事案について、あっせん等を行う機関として、障害当事者ベンゴシ、弁護士、事業者の代表者等による「障害者差別の相談に関する調整委員会(仮称)」を設置し、その設置のために条例を制定します。
- 相談事例の共有や障害者差別解消に関する様々な課題の協議を行うため、障害当事者、各分野の代表等により協議会を組織します。

その他

とりくみ
取組①～⑥
以外の事項

- 障害者差別解消に取り組む事業者をサポートしていく活動をお願いしたい。
- 検討の必要が生じた制度については、障害者権利条約や障害者基本法の趣旨に則り、具体的な議論をお願いしたい。

- 障害者団体等の協力を得ながら、企業の従業員研修等を支援する枠組みをつくりまます。
- 障害者権利条約や障害者基本法の趣旨を踏まえ、所管事業に課題が確認された場合はその解決に努めます。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する横浜市職員対応要領（素案）

（目的）

第1条 この対応要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項並びに障害者差別解消の推進に関する取組指針（平成28年2月4日健障企第2370号副市長依命通達）及び横浜市職員服務規程（平成21年3月達第3号）に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、法第7条に規定する事項に関し、横浜市職員（以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

（定義等）

第2条 この対応要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
 - (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 2 障害を理由とした不当な差別的取扱い（次条第1項第1号の不当な差別的取扱いをいう。）の基本的な考え方及び正当な理由の判断の視点並びに合理的配慮（同項第2号の合理的配慮をいう。）の基本的な考え方及び過重な負担の基本的な考え方は、基本方針において定めるところによる。

（障害を理由とする差別の禁止）

第3条 職員は、法第7条の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。
 - (2) 障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。
- 2 前項第1号の不当な差別的取扱い（以下単に「不当な差別的取扱い」という。）及び合理的配慮となり得る具体例は、別紙に掲げるとおりとする。
- なお、これらの具体例は、不当な差別的取扱い及び合理的配慮となり得るものの全てを網羅したものではないことに留意するものとする。
- 3 必要とされる合理的配慮は、障害の状況等により一人ひとり異なるため、その人の意向を確認し、別紙の具体例も参考としながら、場面に応じて考え、対応することを基本とする。
 - 4 職員が、障害者に対し不当な差別的取扱いをし、又は過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮の提供をしなかった場合は、その態様等によっては、職務上の義務に違反した場合等に該当するものとして、懲戒処分等に付されることがある。

（管理監督職員の責務）

第4条 職員を管理し、又は監督する地位にある職員（以下「管理監督職員」という。）は、前条

に規定する事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次の事項を実施しなければならない。

- (1) 日常の職務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、その管理又は監督の対象となる職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
 - (2) 障害者及びその家族その他の関係者から不当な差別的取扱い又は合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。
 - (3) 合理的配慮の必要性が確認された場合において、その管理又は監督の対象となる職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。
- 2 管理監督職員は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(相談体制の整備)

第5条 職員による障害を理由とする差別に関する障害者及びその家族その他の関係者からの相談等については、次に掲げる相談窓口において対応するものとする。

- (1) 当該職員が所属する課等
 - (2) 当該職員が所属する区局の人事担当課
- 2 区局の長は、必要に応じ、前項各号に規定する課等以外の相談窓口を指定することができる。
- 3 第1項の相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。
- 4 第1項及び第2項の相談窓口に寄せられた相談等は、障害者差別解消推進会議の事務局において集約し、相談者のプライバシーに配慮した上、以後の相談対応の充実等のために活用するものとする。
- 5 前各項の相談体制は、必要に応じ、充実を図るよう努めるものとする。

(職員研修)

第6条 区局の長は、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、当該区局に所属する職員に対し、必要な研修を行うものとする。

- 2 前項の研修は、障害の特性を理解すること及び障害のある人も障害のない人と同じ一人の市民として尊重し対応することが適切な対応につながることを踏まえた内容とする。
- 3 第1項の研修に関する計画は、健康福祉局長及び総務局長が協力して定める。

(見直し)

第7条 この対応要領は、障害を理由とする差別の解消の推進状況等に応じて、必要な見直しを行うものとする。

(委任)

第8条 この対応要領の施行に関し必要な事項は、健康福祉局長及び総務局長が定める。

附 則

この対応要領は、平成28年4月1日から施行する。

別紙

1 「不当な差別的取扱い」となり得る具体例

- 障害を理由として、窓口対応や電話対応を拒否する。
- 障害を理由として、会議、講演会、イベント等への参加を断る。
- 特に必要がないにもかかわらず、言葉が聞き取りにくいなど、障害を理由として、区役所・市役所等に付添いの人が同行しなければならないと条件を付ける。

2 「合理的配慮」となり得る具体例

(1) コミュニケーション（情報の保障）に関する合理的配慮

ア 情報を「伝えること」の合理的配慮

具 体 例	具体例の説明（一人ひとりが留意すること）
【窓口対応・電話対応において】	
○ 本人の希望を確認し、筆談や手話（手話通訳の配置）等に対応する（聴覚障害）。	手話で対応することによって全ての聴覚障害のある人の情報の保障ができるわけではないことに留意する。手話や筆談で対応する際には、伝えた内容を相手が理解しているかどうかを確認する。
○ 早口でなく、ゆっくりと話す（聴覚障害）。	相手の理解に合わせてゆっくりと話すことを心がける。また、手話通訳がいる場合も、相手の理解の状況を確認する。 早口で話すと、通訳者が話に追いつかず、話している内容と通訳している内容がずれてしまう可能性があることに留意する。
○ 電話でなく、ファックスや電子メールでの連絡を基本とする（聴覚障害）。	電話でのやりとりが難しい人がいることを念頭に置き、ファックスや電子メールによる連絡手段を確保する。
○ 文章が苦手な人に対して、説明内容の理解の確認を行う（聴覚障害）。	筆談を行う場合、文字のみによりコミュニケーションを図るため、長すぎる文章でやりとりをしてしまうと、理解しやすい箇所とそうでない箇所ができてしまう。 長すぎる文章ではなく、適度に短く切った文章でのやりとりとし、内容を相手が理解しているかどうかを確認する。また、文字で書かれていれば説明内容を全て理解していると思いつまらず、理解ができていないことの確認を行う。
○ ホームページや資料をご覧くださいではなく、読み上げて説明する（視覚障害）。	視覚障害のある人は、書面上で重要箇所の字体を変えたり、枠線等で囲んでいることなどを判別することができず、どの部分が重要であるかなどのポイントが分からないことに留意する。 市が発出する通知や書類等は、第三者による読み上げで対応すると個人情報の漏えいのおそれがあることを理解し、相手の申し出に応じて、窓口等でプライバシーにも配慮しながら市職員が読み上げる。

○ あちら、こちらなどの指差しの言葉ではなく、具体的にあなたの右、後ろというように伝える（視覚障害）。	視覚障害のある人は、「あちら」と言われても、前後左右どちらを向いているのかが分からないことに留意する。
○ どこに人がいるのか、その人が職員であるのかどうか分からないことが多いため、職員から声をかける（視覚障害）。	視覚障害のある人は、どこに窓口があり、どこに職員がいるのか分からないので、困ったことがないかを職員が一声かけるようにする（ただし、過剰なやりとりを示すものではない）。
○ 説明を分かりやすい言葉・表現で行う（知的障害）。	社会経験等によって、物事の理解度は一人ひとり異なるため、説明する側が分かりやすいと決めつけずに、相手が理解しているかどうかを確認しながら説明するよう留意する。
○ 説明書類等にルビをふる（知的障害ほか）。	ルビをふっていても難しい言葉は意味を理解することができないので、なるべく分かりやすい言葉や表現を使ったり、相手が分かるように説明で補うことに留意する。
○ 不安になることがあること、話したいことがまとまらないことなどがあることを理解して対応する。勝手に話が終わったことにしない（精神障害）。	精神障害のある人は、体調の変化や緊張等によって、話したいことを話すことができなかつたり、話しづらかつたりすることがあることに留意する。
○ 文字だけでは理解が難しい人に対して、図や絵を書いて説明する（発達障害）。	文字や言葉だけの説明を理解することが難しい場合であっても、内容やポイントをイメージしやすい図や絵を使いながら説明すれば理解しやすくなる人がいることに留意する。
○ 話を聞くことが苦手であったり、分からないことを伝えられない人がいることを理解し、説明内容を理解していることの確認を行いながら説明する（発達障害）。	相手が説明内容を理解しているかどうかについて、説明する側が話を途中で区切るなどにより、確認する機会を設けなければ、説明内容を十分理解できていないことがあることに留意する。
【通知、説明書類等について】	
○ 問合せ先にファックス番号、電子メールアドレスを記載する（聴覚障害）。	電話でのやりとりが難しい人がいることを念頭に置き、連絡先のファックス番号やメールアドレス等も併記する。
○ ハガキや説明書類等にルビをふる（知的障害ほか）。	ルビをふっていても難しい言葉は意味を理解することができないので、なるべく分かりやすい言葉や表現を使ったり、相手が分かるように説明で補うことに留意する。（再掲）
○ 自ら署名することが困難な場合に、本人の了解を得て代筆をする（視覚障害、肢体不自由）。	手続上、市職員による代筆が可能であれば、そのために別に支援者を必要としないことに留意する。
○ ホームページにPDFデータのみでなく、音声に変換できるよう、テキストデータ等も併せて掲載する（視覚障害）。	視覚障害のある人は、音声読み上げソフト等を活用すればウェブサイトのデータを読むことができるが、PDFファイルは音声に変換できないことがあり、読むことができないことに留意する。

	市から通知や書類等を発出する際には、相手の障害特性を踏まえた配慮を行うことに留意し、相手の申し出に応じて、点字版の資料を作成したり、読み上げたりするなどの対応を行う。
--	---

イ 情報を「受けること」の合理的配慮

具 体 例	具体例の説明（一人ひとりが留意すること）
【窓口対応・電話対応において】	
○ 本人の希望を確認し、筆談や手話（手話通訳の配置）等に対応する（聴覚障害）。	手話で対応することによって全ての聴覚障害のある人の情報の保障ができるわけではないことに留意する。手話や筆談で対応する際には、伝えた内容を相手が理解しているかどうかを確認する。（再掲）
○ ファックスや電子メールでの連絡を基本とする（聴覚障害）。	電話でのやりとりが難しい人がいることを念頭に置き、連絡先のファックス番号やメールアドレス等も併記する。（再掲）
○ 用件、話を丁寧に聞く（肢体不自由（言語障害））。	会話の中で聞き取りづらい箇所があるときは、（遠慮せずに）聞き直すなど正確に理解することに留意する。

(2) 会議、講演会等のイベントの開催における合理的配慮

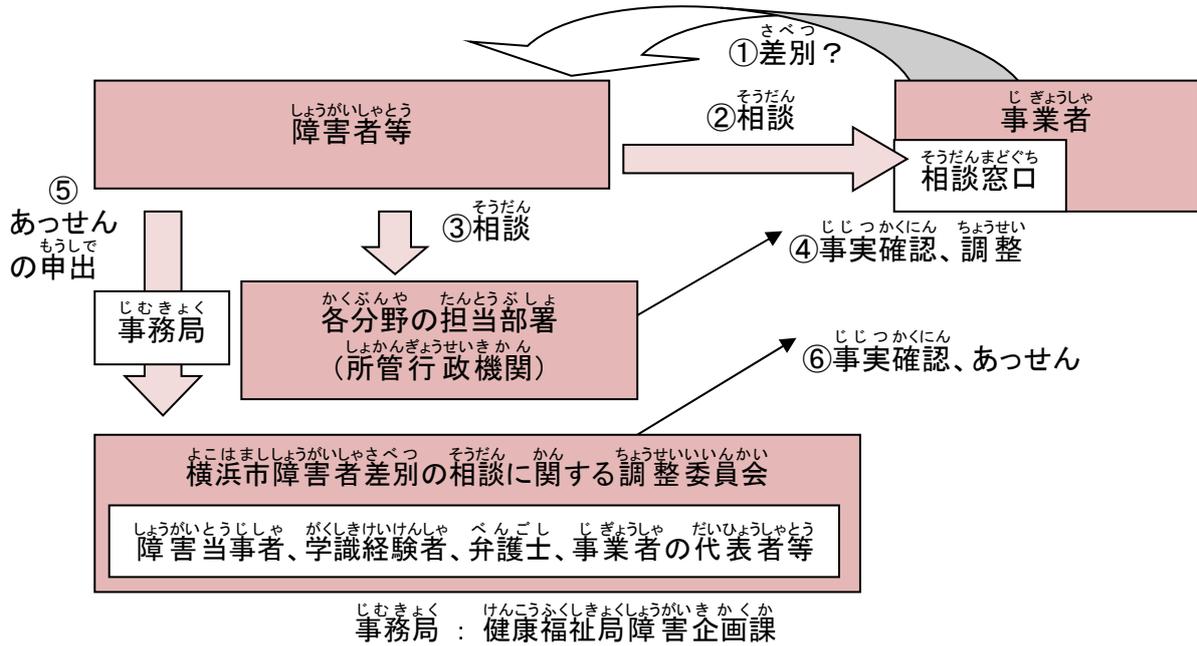
具 体 例	具体例の説明（一人ひとりが留意すること）
○ 安心して会議等に参加できるよう、会場の分かりやすい地図を事前に送ったり、当日に案内の人を配置する（精神障害ほか）。	会議に参加するに当たって、（主催者側が）取り除くことのできる（参加者の）不安に対応できるよう案内する者等の配置を想定する。
○ 審議会等の開催日を決めるに当たり、委員の透析の日程に配慮して決定する（内部障害）。	透析の日程をずらすことによって、身体に重大な影響を及ぼすこともあり、また透析日を変更するための調整が難しいこともあることに留意する。
○ 審議会等の委員である人が会議に出席する際に付添い者の同席を認める。また、付添い者の交通費は会議の主催者の負担とする（知的障害ほか）。	会議中に難しい内容のやりとりがある場合に、その人の理解力に合わせた補足説明をする必要がある。 更に、自分のことをよく理解しており、話しやすい人が付添い者になる方が望ましいことに留意する。
○ 会議の進行に当たり、発言者はまず名乗ることをルールとする（視覚障害）。	視覚障害のある人は、発言者が氏名を名乗らなければ、誰が発言したのかが分からないことに留意する。
○ 手話通訳だけでなく、要約筆記による通訳を行う（聴覚障害）。	全ての聴覚障害のある人が手話を理解できるわけではないことに留意し、要約筆記による通訳の手配も併せて行う。
○ 会議等に障害のある人が委員として出席する場合に、本人の障害特性を踏まえた資料（点字版等）を用意する。	障害のある委員が会議等の議論に参加できるよう、必要な配慮を事前に確認することに留意する（会議の傍聴人の資料についても原則として障害特性を踏まえた配慮を行う）。

○ 要約筆記は他の人の発言の全てをモニターに再現するものではないため、会議の進行状況を指差して伝えるなどの個別の配慮を併せて行う（聴覚障害）。	会議の進行状況と筆記内容がずれることもあるため、進行状況を理解しているかどうかの確認を行うことに留意する。
○ 要約筆記を行っている場合、会議が長時間にわたるときは途中で休憩を入れる（聴覚障害）。	要約筆記の内容を集中して読み込むことによる目の疲労を考慮し、途中で休憩を取ることに留意する（おおむね2時間に1回）。
○ 審議会等の委員である人が会議を欠席した場合には、別に説明する機会を設けるなどにより丁寧なフォローを行う（精神障害ほか）。	資料を読むだけでは会議内容や流れを理解することが難しいこともあることに留意し、欠席した委員が理解しやすい方法で個別説明するよう留意する。

(3) その他の合理的配慮

具 体 例	具体例の説明（一人ひとりが留意すること）
【物理的環境への配慮】	
○ 車いす利用者のために段差に携帯スロープを渡す、高い所に置かれた物品を取って渡すなど（肢体不自由ほか）。	市民が通行する経路上に段差や備品等の障害物がないかを確認する。また、移動が難しい場合は、車いす利用者等の経路を別途確保する。 車いす利用者は、高い所に置かれた物品を取ることや見ることができないことに留意する。
【ルール・慣行の柔軟な変更】	
○ 障害の特性に応じた休憩時間の調整など	障害特性のほか、その日の体調等により、休憩時間を入れるタイミングを調整したり、休憩場所を別途確保するなどの対応が必要となることに留意する。

相談があった場合の対応のイメージ



- ① 障害者等が事業者から差別と思われる取扱いを受ける。
- ② 障害者等が事業者が設置する相談窓口にご相談する。
- ③ 障害者等が各分野の担当部署にご相談する。
- ④ 各分野の担当部署が事業者への指導や当事者間の調整を行う。
- ⑤ 障害者等があつせんの申出をする(市長に対して申出、市長が調整委員会にあつせんに依頼)。
- ⑥ 調整委員会が障害者等及び事業者の双方に事実確認を行った上で、あつせんを行う。

あん
(案)

はったつしょうがいじ がくれいこうき しえん かた
発達障害児の学齢後期における支援のあり方について

しえんたいせい きょうか む ていげん
～支援体制の強化に向けた提言～

へいせい ねん がつ
平成28年2月

よこはまはったつしょうがいけんとういいんかい
横浜市発達障害検討委員会

目次

はじめに	1
1 横浜市における発達障害児とその家族への支援	2
(1) 横浜市の発達障害児の状況	
(2) 学齢後期の発達障害児と家族のための福祉サービス等	
○学齢後期障害児支援事業の概要	
(3) 発達障害児のための教育支援	
2 学齢後期の発達障害児とその家族の支援に関する課題	6
(1) 福祉の側面からの課題	
(2) 教育の側面からの課題	
(3) 学齢後期における当事者・保護者から支援ニーズ	
3 支援体制の強化に向けた提言	9
(1) 学齢後期障害児支援事業の事業展開	
(2) 教育との連携強化	
(3) 高等学校における支援の強化	
(4) 全体的な支援の強化	
参考資料	13
1 委員名簿	
2 検討経過	
3 事務局	

はじめに

本委員会は、障害者基本法第36条に基づき設置される横浜市障害者施策推進協議会の専門委員会として、発達障害児・者について、各ライフステージに対応する支援体制の整備を図り、発達障害児・者の福祉の向上を図ることを目的に設置されています。

障害のある子どもは、育ちと暮らしに個別の課題を抱えています。中でも「発達障害」は、わかりにくい障害と言われますが、子どもとしての育ちを支えるとともに、障害に応じた適切な支援が必要です。また、その特性が故に、家族が障害を受け止めることは容易ではなく、子育ての不安や負担を感じることも多くあります。そうした感情に寄り添い、家族がその子なりの成長に気づき、子育ての力を高められるような支援が求められています。

特に、思春期を迎える中学校・高等学校に通学する年代（以下、「学齢後期」という。）においては、この時期特有の問題に対する支援が必要であるほか、より複雑となる人間関係や進路の問題などをきっかけとして、問題が顕在化することも少なくありません。不登校などの二次的な障害が発出するよりも前に適切な支援が開始され、各関係機関の連携の下、生活上の課題の解決が図られることが求められています。

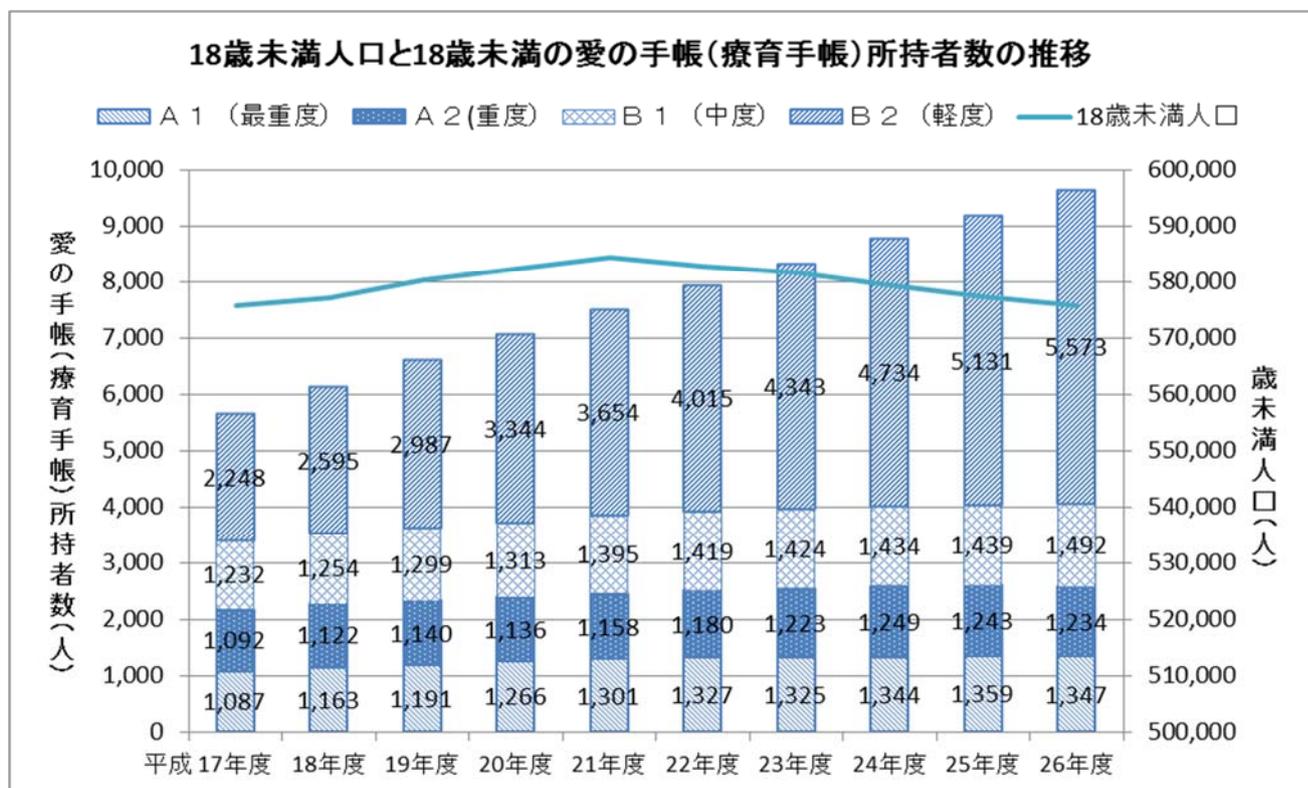
この度、学齢後期における支援のあり方の現状・課題を分析し、発達障害のある児童・生徒が安定した成人期を迎えられることを目指して、今後、発達障害児・者の支援に関わる各関係機関が、重点を置いて対応すべき事項等を共に検討することとし、提言をまとめました。この提言を具現化することにより、横浜市の発達障害児者支援の向上が、一層図られるものと期待しています。

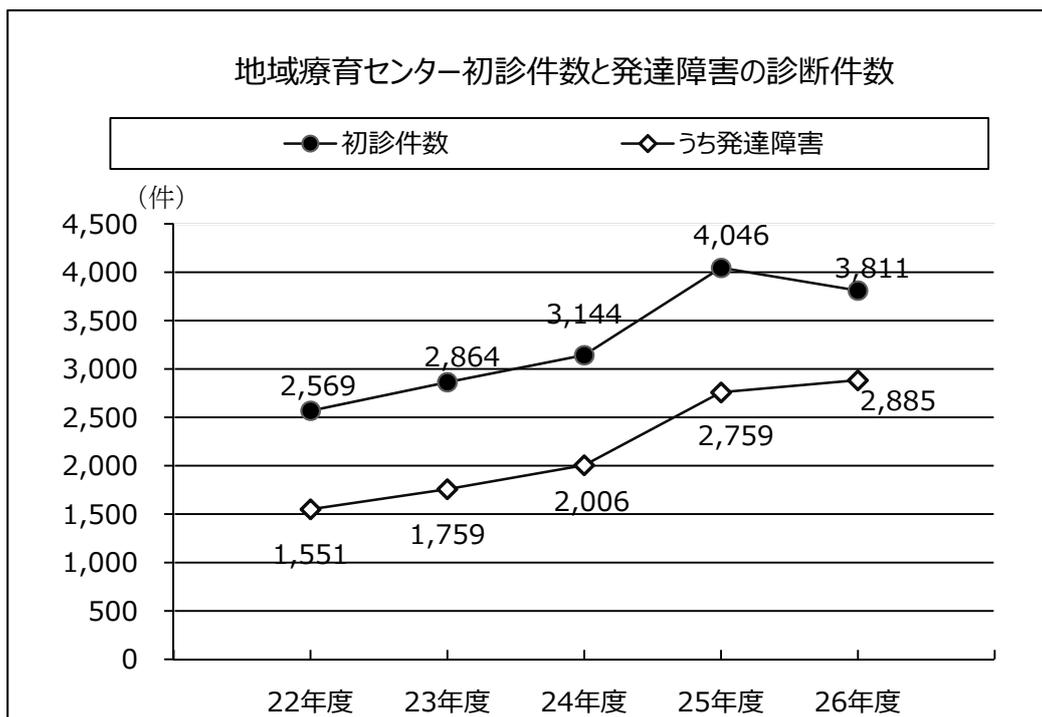
1 横浜市における発達障害児とその家族への支援

(1) 横浜市の発達障害児の状況

統計では、子どもの人口がほぼ横ばいで推移する中、障害のある子どもが増加しています。とりわけ、軽度の知的障害児や知的に遅れのない発達障害児の増加が顕著になっています。その状態像は多様で、支援の個別性が高いのが特徴といえます。

また、地域療育センターの新規利用児も増加しており、その7割が発達障害児です。こうした状況に対応するため、平成22年度から主に知的に遅れのない発達障害児を対象にした集団療育を順次導入するとともに、平成25年度に8か所目の地域療育センターを開設しました。今後も地域療育センターを利用する障害児は増えていくと予想されています。





※25年度はよこはま港南地域療育センターが開所し、他のセンターから移行した児童も初診として計上されるため、前年と比較して急激な伸びとなっています。24年度と26年度を比較しても、一定の増加が見られます。

(2) 学齢後期の発達障害児と家族のための福祉サービス等

横浜市では、障害のある児童が成人期を迎えたときに円滑に自立生活に移行することができるよう、学齢後期の障害児を対象とした専門機関による相談、診療等の場を確保し、思春期における自傷・他害、ひきこもりなど、主に発達障害に起因する諸問題の解決に向けた支援を行うことを目的として、「学齢後期障害児支援事業」を実施しています。

地域療育センターが支援した学齢前期（小学校年代）までの児童も事業の対象となりますが、最近の傾向として、学齢後期における発達障害児の新規診療、相談件数が増加しています。平成25年度に3か所目の学齢後期障害児支援事業所を開設しましたが、引き続き、体制確保が課題となっており、就労など成人期を見据えた学校や地域での支援を行っていく必要があります。

○学齢後期障害児支援事業の概要

(1) 事業内容

主として発達障害のある児童を対象として、不登校やひきこもりなど生活上の課題の解決に向けて、診療、相談、学校等関係機関との調整などの支援を行います。

ア 医療型

- ・医師、看護師、臨床心理士、ソーシャルワーカーを配置
- ・診療、相談、関係機関と連携した支援、家族を対象とした勉強会等

イ 福祉型

- ・臨床心理士、ソーシャルワーカーを配置
- ・相談、関係機関と連携した支援、家族を対象とした勉強会等

(2) 実施機関

ア 医療型

- ・小児療育相談センター

運営：(福) 青い鳥 事業開始：平成13年度

- ・横浜市総合リハビリテーションセンター

運営：(福) 横浜市リハビリテーション事業団 事業開始：平成20年度

イ 福祉型

- ・学齢後期発達相談室「くらす」

運営：(福) 横浜やまびこの里 事業開始：平成25年度

(3) 学齢後期障害児支援事業の担う役割

ア 本人の障害の特徴を本人や保護者等にわかりやすく伝える役割

- ・「家庭での対応に困っている」「進路について」という相談が多い。
- ・中学校一般学級に在籍している方からの相談が多く、これまで療育機関等につながってきていない場合もある。

- ・保護者の相談ニーズは高いが、本人は相談したがない。

⇒相談関係を確立し、他者への相談がプラスになることの経験をしてもらう。

- ・本人の特徴を整理して本人・家族に伝え、生活上の課題(困り感)と照合し、対策を一緒に考える。

- ・進路や学校生活について、学校とのやり取りに不安やストレスを感じている保護者も多い

⇒学校とやりとりをする時に、「いつ、どこへ、何をどのように伝えればよいのか」を助言し、必要に応じて学校との調整を行う。

- ・進路についての相談は、診断を受けることや手帳取得の目的など将来を見通しての情報提供や助言を行う。

イ 学校へのコンサルテーションをする役割

- ・中学と高校、公立と私立や特別支援学校等、学校により発達障害の理解や取り組み

が大きく異なる。また、学校の工夫で課題が解決できそうなこともある。

- 本人の障害の状況を整理して学校に伝え、環境や関わり方の工夫について助言を行う。

- 進路についての相談の場合、進路先を探すのではなく、進路先の選択肢やどのような進路が合っているかを学校に伝えていく。

ウ 医療機関として、また、医療機関への橋渡しとしての役割

- 発達障害が疑われ、初めて医療機関で診断を受ける前に、障害の特性や将来を見通しての情報提供を行うことにより、受診時の心の準備ができる。

- 受診後、医師からの説明を確認し、本人の障害の特性を整理するなどのフォローができる。

- 医療型の事業者では自ら診察を行うとともに、適切な医療機関を紹介することができる。

- 医師、臨床心理士、ソーシャルワーカーによる講座を定期的実施している。

【学齢後期障害児支援事業 診療・相談件数の推移】

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
新規利用者（人）	304	383	368	470	569
相談対応（再診）等（件）	7,135	9,271	12,059	12,224	13,934

(3) 発達障害児のための教育支援

横浜市の小中学校の在籍児童生徒数は減少傾向にありますが、通級指導教室の利用者数、個別支援学級、特別支援学校の在籍者数は増えています。また、自閉症や学習障害、ADHDなど、発達障害に関する教育相談件数も増えています。一般学級では、特別な支援を要する児童や生徒が増加し、支援のニーズが多様化している状況があります。こうした子どもたちが安心して社会参加できる支援や環境を構築すると共に、その家族が安定した生活を送ることができるシステムを整えることが求められています。

2 学齢後期の発達障害児とその家族の支援に関する課題

今期の検討会では、①福祉の側面（学齢後期障害児支援事業）から見た課題、②教育の側面（学校での取組）から見た課題、の二面から検討を行いました。

(1) 福祉の側面からの課題

まず、学齢後期における発達障害児の新規診療、相談件数が増加の一途をたどっており、25年度の開設後もなお、体制の強化が課題となっています。

また、思春期ということもあり、本人の意識と保護者や周囲の困り感に意識のずれがあることが多くなります。保護者等からの相談に対して、本人へはどのようにアプローチをすべきかよいか迷うことも多くなりますので、学校など関係機関との連携を深め、総合的に支援をする体制を整えることが課題であることが挙げられました。

ア 学校との連携

⇒連携の方法や内容を整理し、事業を周知する必要がある。

⇒相談先を探したり、本人のサポートなど親の負担は大きい。日頃関わりのある担任の先生などが相談支援機関につなぐ役割ができないか。

イ 学齢後期障害児支援事業の周知が十分でない

⇒相談できる機関があることを知らずに、不安に思ったまま過ごしてきた方が多い。

(2) 教育の側面からの課題

特別支援教育の取組みとして、平成17年度から小・中・特別支援学校に特別支援教育コーディネーターが配置され現在では、校内委員会も設置されています。また、特別支援教室の設置も平成19年度から始まり、各校がその実情に応じた工夫をしながら活用がはじまっています。特別支援教室、通級指導教室、個別支援学級、特別支援学校の利用者及び在籍者には、全て個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成を義務付けています。市立高等学校には20年度から特別支援教育コーディネーターの配置が始まり、平成26年度には全校に配置が完了し校内委員会も全校に設置されています。

横浜市立すべての学校における形は整いましたが、個々の教員の障害に関する理解度に差があったり、十分な対応ができなかったりといった課題があることも挙げられました。また、小学校期、中学校期、高等学校期のそれぞれの時期に応じた課題や小学校から中学校、中学校から高等学校等、学校間での引継ぎの課題も明確になりました。さらに、学齢前期には、学校内外における相談体制や放課後等の余暇の過ごし方等について多様な支援を受けられる体制が整えられているのに対し、学齢後期は、十分でないという現状が改めて明らかになりました。

ア 中学校における課題

特別支援教育コーディネーターは、生徒指導専任、個別支援学級担任、その他（副校長、教務主任、養護教諭、人権担当教諭等）が様々な形で兼務をしているため、日常的な支援が難しいという現状にあり、特別支援教育コーディネーターの専任化が望まれています。

また、特別支援教室については、各中学校が様々な工夫をしながら取り組んでいますが、生徒それぞれの学習の進度に応じた指導等、個別の対応の必要性が高く、人的な配置が望まれます。更に、高等学校進学に向けたより有効な引継ぎの在り方については、今後も検討が必要です。

イ 高等学校における課題

市立高等学校全校に特別支援教育コーディネーターとスクールカウンセラーが配置されています。特別支援教育コーディネーターは、すべての横浜市立高等学校（9校10課程）で合わせて34名（平成27年度）が兼務により配置されています。また、スクールカウンセラーは、週6時間から12時間の非常勤での配置となっています。

高等学校では中学校に比べ学習内容がより専門的になり、生徒の状況も学校ごとに大きく異なるため、各校で組織的に対応することが必要となります。そのため、特別な支援が必要な生徒の状況に合わせた学習指導方法の改善等、学校での支援の強化に向けた特別支援教育コーディネーターのより有効な活用について、今後も検討を重ねていくことが必要です。また、卒業後の多様な進路先への引き継ぎが難しいことや、中退した生徒は学校との関係が途絶えてしまうことが課題となります。

(3) 学齢後期における当事者・保護者から支援ニーズ

今回の委員会においても、支援の現場からの要望や、当事者ならではの声が多岐に寄せられました。中でも、保護者は子どもの対応と周囲への対応に、神経をすり減らしているという声も聞かれます。気軽に相談でき、家族の不安や子どもの生きにくさを受け止められるような支援を求めている内容が、多く挙げられました。

○寄せられた意見・要望

- ・投葉などが不要で、状態が安定していても、なかなか医療・相談機関から離れられない。
- ・高校を中退すると、社会と繋がる機会を失いがち。辞めたことへの後ろめたさや、自信を喪失してしまっていることも多い。辞めるときが支援を入れるまたとないチャンス、中退時の支援の連携を考えていただきたい。
- ・個別支援級在籍だとハートフルスペース等が使えない。学籍に関わらず必要な支援を選べるようにしてほしい。
- ・学校、福祉機関（放課後等デイサービス、ショートステイ他）ともに、もっと自閉症や発達障害の特性に合わせた対応を行って欲しい。
- ・学校以外に居場所、相談相手、友達が欲しい。
- ・区役所、専門機関ほどハードルが高くない、身近な相談先が欲しい。
- ・放課後、長期休みに通える職業訓練の場が欲しい。
- ・進学する大学、専門学校との引き継ぎを十分にしたい。
- ・親がレスパイトを取りたくても、本人が行きたいと思うショートステイ先がない。
- ・相談や初診までの待機期間が長く、相談したいときにすぐに利用できないとの声が多くある。
- ・学齢後期の年齢のため、保護者も共働きをしている家庭が多く、本人自身の相談先に関して従来の療育相談機関の開所日や時間帯だと利用しにくい。
- ・当事者本人がひとりで通い、相談できるにはある程度、地域が限定している方が通所しやすい。
- ・学校等に対して、要望があっても、どのように伝えていけばよいのか、いろいろしくみはできているようだが、浸透していないよう。調整役がほしい。
- ・学校側も保護者との関係づくりに頭を悩ませていることは多い。
- ・中退等の理由により、在宅となっている20才未満の発達障害児への支援はブラックボックス状態であり、何らかの手立てを検討すべきと思う。
- ・地域療育センターは中学校への移行時においても、支援ができる体制を整えるべき。

3 支援体制の強化に向けた提言

(1) 学齢後期障害児支援事業の事業展開

学齢後期障害児支援事業の利用実績、また、地域療育センターの利用児の増加を踏まえれば、現行の事業実施体制では不十分であると言わざるを得ません。横浜市がこれまで培ってきた早期療育体制を考えれば、学齢前期までの支援を引き継ぐ体制を強化することは急務です。

今期検討委員会においても、その有用性について確認するとともに、事業を展開するうえでの課題も認識できました。学齢後期障害児支援事業の新規展開について、次のとおり図られることを提言します。

ア 整備地域

新規展開にあたっては、現行事業者の所在地を考慮すると、旭区を中心とした市西部域における整備が望ましいと考えます。

イ 整備形態（医療型・福祉型）

自閉症スペクトラムをはじめとした発達障害児に対しては、予防的な関わりがあれば、二次的な障害が現れずに、生活を継続できることが多いと考えます。医療型、または福祉型いずれの事業を展開するにあっても、相談から始まる事業の特性を活かし、困りごとに対応するための工夫をアドバイスするなど、ソーシャルワークの視点を大切にしながら、事業展開を図ることが望ましいと考えます。

併せて、医療的な関わりが安定した生活を支える上では不可欠であることも多いことから、必要に応じて医療面からも発達障害を支援する仕組みを整えるという視点が重要です。

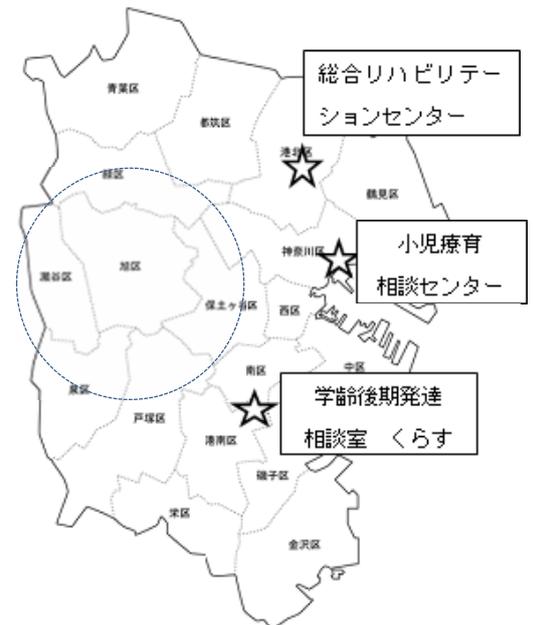
ウ 運用形態

市西部域への整備により、方面別への配置が一定程度進むことから、学校、関係機関への支援を考慮すると、担当地域を定めた運用が効率的であると考えます。一方で、利用者の特性に合わせるなどの配慮も必要なことから、できるだけ柔軟な仕組みづくりが重要です。

いずれにしても、ニーズをよく汲み取り、整備・運用していくことが望まれます。

(2) 教育と福祉の連携強化

連携の中で、教育と福祉がいかに役割分担していくかという仕組み作りが大切です。学校が何を求めているか、その求めに対して福祉機関はどう応えていくか、という視点



が求められます。学校においては、個々への指導・支援や学校全体での研修等を積み重ねることにより、教員の発達障害への理解が進み「困った子」ではなく、「困っている子」として捉えられるようになりその困り感、発達障害に起因しているかもしれない、という視点を持つようになることが重要です。

また、学齢後期障害児支援事業を、教育期の子どもへのより効果的な支援にいかに関連付けていくか、今後の更なる検討が必要で、教育と福祉が互いに顔の見える関係で連携を図れるようになることで、学校、地域、家庭とすきまのない支援に繋げていくことや学校期から社会へのつながりがより丁寧に行うことが可能になると考えます。

その上で、児童支援専任、生徒指導専任、特別支援教育コーディネーターと共に教員が支援の経験を出し合い、必要に応じて外部からの助言も活用する等、組織が一体となって一人ひとりの状態に応じた支援を行う環境の醸成が望まれます。

(3) 高等学校における支援の強化

高校学校生徒への支援の強化については、一定の課題があることが認識されました。特別支援教育コーディネーターが具体的な業務を行うにあたって、関係機関や進路先との連携、学習や進路についての支援、外部人材の活用等についてのスキルアップが必要です。また、特別支援教育コーディネーターの横の繋がりを強化することで、各学校の特別支援教育コーディネーターが、情報を収集し、主体的な活動が行いやすい仕組み作りも望まれます。

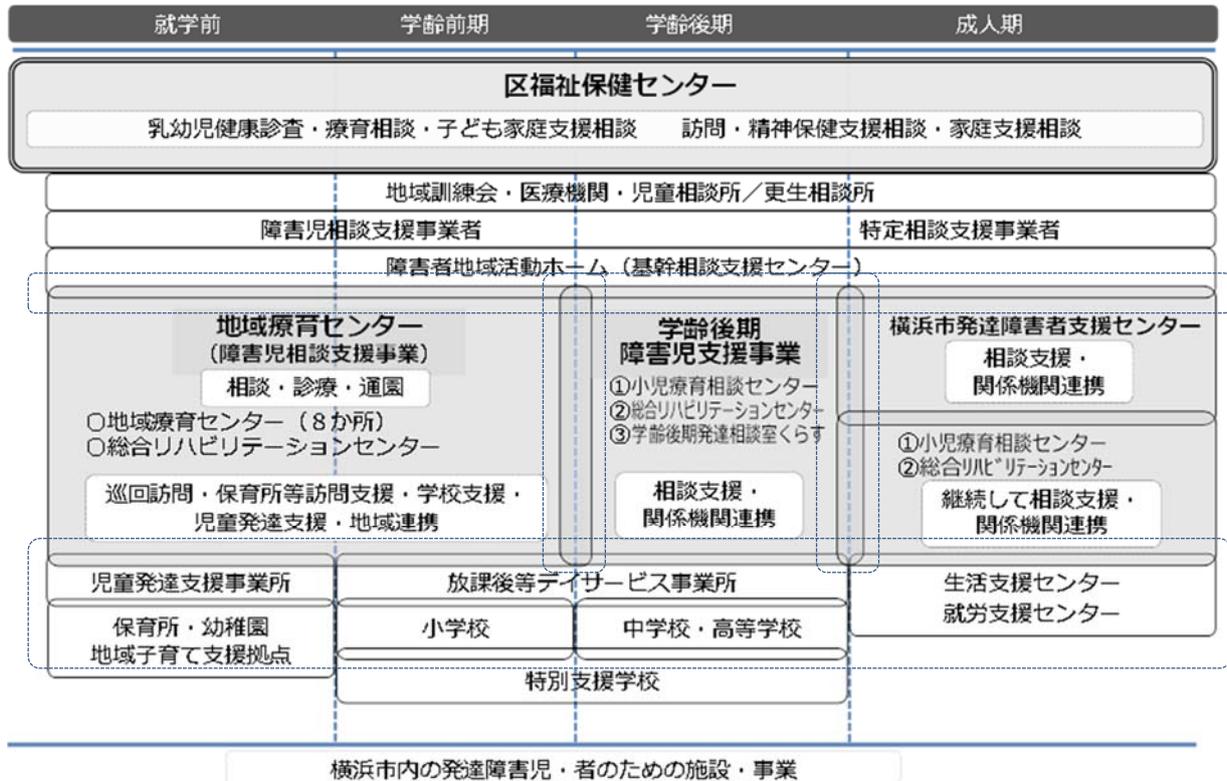
高等学校の特別支援教育コーディネーターの研修方法を見直し、ニーズに対応できる研修の仕組みや組織を整えることが重要です。特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制や相談体制を整えると同時に、各教員が特別支援教育の必要性を理解し、特別な支援が必要な生徒に適切な支援を行えるスキルを向上させると共に学習面での困り感や特性に気づき、それに対応できる授業力を高めていくことが今後重要であると考えます。

また、卒業や中退により学校との関係が途絶えてしまうため、在学中から地域や行政の外部機関との連携やソーシャルワーカーの活用など、さらに進んだ支援を視野に入れていくことも必要となります。

(4) 全体的な支援の強化と引き続き検討すべき課題

全体的な支援の強化を図る上では、年齢の経過とともに支援機関が変更される場合に、引継ぎ（のりしろ）の期間が重要であり、十分な時間を確保できるように、学校や支援機関は心掛けることが重要である、との意見も出されました。

各支援機関が、縦・横に重なり支援を実施します。



まず、学齢後期においては、高等学校を中退した後、ひきこもり状態が継続し、困った家族から支援機関につながるという事例もあります。退学後、係属する機関がなくなると支援が途絶えてしまう恐れがあり、また、家族が抱え込む時間が長ければ、それだけ家族の負担が増大し問題も複雑になります。発達障害のある児童が安定した成人期を迎えられるよう、高校中退後も関係機関が連携し適切な支援環境を確保することは、引き続き検討すべき課題であると考えます。

次に、小中高等学校で特別支援教育が推進される中で、発達障害のある児童生徒の教育段階における進路選択の場面などでは、個々の特性に適した進路選択や引き継ぎ等、様々な課題があります。特に、発達障害のある児童生徒については、一般学級に在籍していることも多いため、今後の障害者差別解消法施行を踏まえた、一般学級のなかでの合理的配慮のあり方を検討していくことも必要であり、引き続き検討すべき課題であると考えます。

さらに、学齢後期の支援を検討する経過において、二次的な障害が発現する前の予防的な関わりが何より大切であることが、改めて確認されました。例えば、早期に地域療育センターからの支援を受けてなかった場合など、わかりにくい障害であるがゆえに、容易に相談支援へと結び付かないことも多くあります。保育所・幼稚園及び小学校

における^{ばめん}場面で、^{ほいくし}保育士や^{きょうゆなん}教諭は何らか「^{きづき}気づき」があるもののそのまま^す過ごし、^{ふくざつ}複雑な^{にんげんかんけい}人間関係が^{こうちく}構築される^{がくれいこうき}学齢後期に^{しんこくか}深刻化した^{もんだい}問題が^{あらわ}現れる、との^{ほうこく}報告もありました。

この^{かだい}課題の^{かいけつ}解決に向けては、まず、^{ほいくしょ}保育所・^{ようちえんおよ}幼稚園及び^{しょうがっこう}小学校において、^{ほごしや}保護者の^{りかい}理解を得られず^{しえんきかん}支援機関につながらないなど、^{じゅうぶん}十分な^{しえん}支援が^う受けられない^{じどう}児童を^{みきわ}見極め、その^{たいおう}対応や^{くふう}工夫を^{みいだ}どう見出して^{しめ}いくのかを示すことも、^{ほんいんかい}本委員会の^{やくわり}役割と^{かんが}考えます。
具体的には、^{ほんにん}本人やその^{かぞく}家族が、^{がくしゅうめん}学習面だけでなく^{せいかつめん}生活面や^{しんろとう}進路等について、^{ほいくしょ}保育所・^{ようちえんおよ}幼稚園及び^{がっこう}学校や^{がいぶ}外部の^{しえんきかん}支援機関を含めて、^{そうだん}相談することのできる^{かんきょう}環境を^{ととの}整えていくことに加え、^{くわ}相談し^{そうだん}やすい^{かんきょうづく}環境作りを^{こうちく}構築していくことが^{ひつよう}必要です。

また、^{しゅうがくじ}就学時や^{しんがくじ}進学時において、^{しえんきかん}支援機関が^{じょうほうきょうゆう}情報共有を^{ほか}図るための^{しく}仕組み作り（^{よう}幼保小^{ほしょうれんけい}連携の^{しんか}深化など）や、^{じかんでき}時間的に^{かさ}重なりを持った^{れんけい}連携を^{いしき}意識し、^つ積み重ねてきた^{かき}支援^{しえん}内容が^{ないよう}きちんと^{ひきつ}引き継がれるような^{しすてむ}システムを^{さつきゅう}早急に^{かくりつ}確立することが^{ひつよう}必要であり、この^{かだい}課題は^じ次期^{ほんいんかい}本委員会が^{けんとう}検討する^てテーマに^{かんが}ふさわしいと^{かんが}考えます。

これらの^{かだい}課題について、^{そうき}早期に^{かいけつ}解決を^{ほか}図ることを^{きたい}期待し、^{ほんいんかい}本委員会の^{こんきけんとうほうこく}今期^し検討報告の^し締めくくりとします。

さんこうしりょう
参考資料

1 委員名簿

(順不同・敬称略)

		氏名	所属	備考
1	学識経験者	渡部 匡隆	横浜国立大学教育人間科学部	委員長
2	医療従事者	高木 一江	横浜中部地域療育センター	
3	障害者の福祉に関する 事業に従事する者	寺田 純一	かながわ地域活動ホーム ほのぼの	
4	障害者の福祉に関する 事業に従事する者	井上 麻里	小児療育相談センター	
5	障害者の福祉に関する 事業に従事する者	原 郁子	横浜市総合リハビリテーション センター	
6	障害者の福祉に関する 事業に従事する者	桜井 美佳	学齢後期発達相談室 くらす	
7 - 1	障害者やその家族	永田 多加	神奈川県LD等発達障害児・者 親の会 にじの会	第36回 まで
7 - 2	障害者やその家族	坂上 尚子	神奈川県LD等発達障害児・者 親の会 にじの会	第37回 から
8	障害者やその家族	中野 美奈子	横浜市自閉症児・者親の会	
9	障害者の福祉に関する 事業に従事する者	西尾 紀子	横浜市発達障害者支援センター	
	(オブザーバー) 教育関係者	樋野 欣一	横浜市立野庭中学校	

2 けんとうけいか
検討経過

かい 回	にちじ 日時	おも ぎ じ ないよう 主な議事内容	げしよ 場所
だい かい いん かい 第33回委員会 (今期第1回)	へいせい ねん がつ にち 平成26年9月19日 ごぜん じ 午前10時から12時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発達障害検討委員会の位置づけについて ○ 発達障害検討委員会におけるこれまでの取組みについて ○ 今期検討委員会での検討内容について ○ 学齢後期障害児支援事業について 	かんないちゅうおう びる 関内中央ビル かいとくべつかいぎしつ 5階特別会議室
だい かい いん かい 第34回委員会 (今期第2回)	へいせい ねん がつ にち 平成26年12月19日 ごぜん じ 午前10時から12時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学齢後期障害児支援事業の取組状況と課題について 	かんないちゅうおう びる 関内中央ビル かいとくべつかいぎしつ 5階特別会議室
だい かい いん かい 第35回委員会 (今期第3回)	へいせい ねん がつ にち 平成27年3月17日 ごぜん じ 午前10時から12時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発達障害児に対する学校での取組状況について 	かんないちゅうおう びる 関内中央ビル かいとくべつかいぎしつ 5階特別会議室
だい かい いん かい 第36回委員会 (今期第4回)	へいせい ねん がつ ふつか 平成27年6月2日 ごぜん じ 午前10時から12時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発達障害児に対する学校での取組状況 ○ 中学校における支援の強化に向けて ○ 平成27年度における発達障害検討委員会の進め方 	かんないちゅうおう びる 関内中央ビル かいとくべつかいぎしつ 5階特別会議室
だい かい いん かい 第37回委員会 (今期第5回)	へいせい ねん がつ ついたち 平成27年9月1日 ごぜん じ 午前10時から12時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発達障害児の学齢後期における支援のあり方について ○ 発達障害検討委員会における今後の検討課題について 	かんないちゅうおう びる 関内中央ビル かいとくべつかいぎしつ 5階特別会議室
だい かい いん かい 第38回委員会 (今期第6回)	へいせい ねん がつ ついたち 平成27年12月1日 ごぜん じ 午前10時から12時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発達障害児の学齢後期における支援のあり方について ○ 発達障害検討委員会における今後の検討課題について 	かんないちゅうおう びる 関内中央ビル かいとくべつかいぎしつ 5階特別会議室

3 事務局

局名	補職名	氏名
健康福祉局	担当理事（保健医療医務監）	みずの 哲宏
	障害福祉部長	さいとう 聖
	担当部長（こころの健康相談センター長）	しらかわ のりひと
	企画課長	うじいえ りょういち
	障害企画課長	やまだ ひろし
	障害福祉課長	かみじょう ひろし
	障害支援課長	きみわだ たけし
	障害者更生相談所長	こばやし ひろたか
こども青少年局	こども福祉保健部長	ほその ひろつぐ
	企画調整課長	よしかわ なおとも
	障害児福祉保健課長	さとう ゆうこ
	青少年育成課長	むらかみ けんすけ
	子育て支援課長	さいとう まみな
	こども家庭課親子保健担当課長	こんどう まさよ
	中央児童相談所副所長	きたい よしみ
教育委員会事務局	教育政策推進課担当課長	たかみ あきこ
	高校教育課長	にしむら えいじゅん
	特別支援教育課長	よしはら まさる
	特別支援教育相談課長	わうち まさや



平成 28 年度

予算概要

健康福祉局

～ 障害者施策抜粋 ～

※この資料は、市会議決前の案の段階です。

健康福祉局予算案の考え方

超高齢社会となった本市において、少子高齢化はさらに進展するとともに、支援を必要とする高齢者や生活困窮世帯等の増加、地域のつながりの希薄化などの傾向が、年々強まっています。特に、団塊の世代が後期高齢者となり、社会保障費が増大していく2025年以降への対応が急務であるとともに、生活困窮者への支援も引き続きの課題となっています。

子どもから大人まで福祉・保健における市民生活の安心・安全を確保するために、中期4か年計画の目標達成に向けた施策の着実な実施により、現状の課題に即したサービスの充実とあわせ、「健康・自立」をキーワードに取り組んでいくことが必要です。

そこで、平成28年度は、

- 1 健康づくりや疾病予防の推進
- 2 地域包括ケアシステムの構築
- 3 障害者福祉施策の推進
- 4 生活困窮者の自立に向けた支援の強化
- 5 ニーズに即したタイムリーな対応

を5つの柱として掲げ、優先的に取り組む予算としています。主な取組として、

健康づくりや疾病予防の推進では、市民の皆様が健康に暮らす活力ある横浜を築くため、日常生活の中で楽しみながら取り組めるよう「よこはまウォーキングポイント」や、企業への健康経営の普及などにより、健康ライフスタイルの浸透を図り、「健康寿命日本一」を目指します。また、がんの早期発見・治療を促進するため、妊婦健診対象者の子宮頸がん検診の自己負担額無料化等に取り組みます。子育て家庭への支援として、27年10月に通院助成を小学3年生までに拡大した小児医療費助成を引き続き実施します。

「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、指針を策定し、28年1月から移行を開始した介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な運営を行うとともに、生活支援コーディネーターの配置や地域ケアプラザの体制強化などに取り組めます。また、認知症初期集中支援チームの拡充や高齢者施設・住まいの相談センターへの「施設のコンシェルジュ」の配置、介護予防推進のための元気づくりステーション事業等に取り組めます。

障害者福祉施策においては、障害者への後見的支援事業を新たに2区で、移動情報センターを新たに3区で実施します。また、28年4月の障害者差別解消法の施行に伴い、相談及び紛争防止等のための調整委員会の運営や区役所窓口での手話通訳対応、啓発活動等を行います。

生活困窮者の自立支援では、きめ細かな相談支援や高校進学に向けた学習支援事業を全区で実施するとともに、生活保護制度においても、ハローワークと連携した一体的な就労支援や不正受給防止対策など、制度の適正運用を進めます。

ニーズに即したタイムリーな対応として、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会開催を契機とした障害者のスポーツ及び文化活動の推進や、ごみ問題を抱える人への支援として、福祉的な視点に重点を置いた、いわゆる「ごみ屋敷」対策に取り組めます。さらに、市民の皆様の墓地需要に応えるため、舞岡リサーチパーク跡地の公園型墓園の整備に向けた基本設計等を進めます。

これらの取組を通じ、市民の皆様の「今日の安心、明日の安心、そして将来への安心」の実現に向け、職員一丸となって取り組んでいきます。

健康福祉局予算案総括表

(一般会計)

(単位：千円)

項目	本年度	前年度	増△減	増減率(%)	備考
7款					
健康福祉費	314,444,404	313,524,160	920,244	0.3	
1項					
社会福祉費	47,112,313	45,929,119	1,183,194	2.6	社会福祉総務費、社会福祉事業振興費、国民年金費、ひとり親家庭等医療費、小児医療費、臨時福祉給付金給付費
2項					
障害者福祉費	98,141,738	95,293,457	2,848,281	3.0	障害者福祉費、こころの健康相談センター等運営費、障害者手当費、重度障害者医療費、障害者福祉施設運営費、リハビリテーションセンター等運営費
3項					
老人福祉費	9,522,438	9,852,526	△ 330,088	△ 3.4	老人措置費、老人福祉費、老人福祉施設運営費
4項					
生活援護費	132,216,340	132,196,687	19,653	0.0	生活保護費、援護対策費
5項					
健康福祉施設整備費	7,301,908	11,305,005	△ 4,003,097	△ 35.4	健康福祉施設整備費
6項					
公衆衛生費	17,210,316	16,258,960	951,356	5.9	健康安全費、健康診査費、健康づくり費、地域保健推進費、公害・石綿健康被害対策事業費
7項					
環境衛生費	2,939,351	2,688,406	250,945	9.3	食品衛生費、衛生研究所費、食肉衛生検査所費、環境衛生指導費、葬務費、動物保護指導費
17款					
諸支出金	111,202,988	108,153,506	3,049,482	2.8	
1項					
特別会計繰出金	111,202,988	108,153,506	3,049,482	2.8	国民健康保険事業費、介護保険事業費、後期高齢者医療事業費、公害被害者救済事業費、水道事業、自動車事業及び高速鉄道事業会計繰出金
一般会計計	425,647,392	421,677,666	3,969,726	0.9	

(特別会計)

国民健康保険事業費会計	403,749,452	412,025,117	△ 8,275,665	△ 2.0
介護保険事業費会計	267,606,226	253,808,062	13,798,164	5.4
後期高齢者医療事業費会計	71,583,718	67,060,723	4,522,995	6.7
公害被害者救済事業費会計	39,659	58,911	△ 19,252	△ 32.7
新墓園事業費会計	750,000	252,474	497,526	197.1
特別会計計	743,729,055	733,205,287	10,523,768	1.4

健康福祉局一般会計予算案の財源

	本年度	前年度
特定財源	(43.7)	(45.1)
	186,042,493	190,155,869
一般財源	(56.3)	(54.9)
	239,604,899	231,521,797
合	(100)	(100)
計	425,647,392	421,677,666

() 内は構成比

Ⅲ 障害者施策の推進

～障害福祉主要事業の概要～

1 障害者総合支援法に関する主な事業

介護給付・訓練等給付・地域生活支援事業等	障害者地域活動ホーム運営事業	障害児・者の地域での生活を支援する拠点として「障害者地域活動ホーム」を設置するとともに、事業委託及び運営費助成を行います。【予算概要16】
	精神障害者生活支援センター運営事業	精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図るため、日常生活の支援、相談、地域における交流活動の促進等を行う施設の運営を行います。【予算概要16】
	地域活動支援センター（障害者地域作業所型・精神障害者地域作業所型）	障害者が地域の中で創作活動や生産的活動、社会との交流などを行う地域活動支援センター（障害者地域作業所型等）に対して助成を行います。【予算概要16】
	障害者自立生活アシスタント事業	地域で生活する単身等の障害者に対し、地域活動ホーム、生活支援センター等に配置した専任の支援職員による支援を行い、地域生活の継続を図ります。【予算概要16】
	居宅介護事業	身体介護や家事援助、移動介護等を必要とする障害児・者が、ホームヘルプサービスやガイドヘルプサービスを利用して、在宅生活を送れるように支援します。【予算概要16・21】
	障害者グループホーム設置運営事業	日々の生活の場であるグループホームにおいて、障害者が世話人（職員）から必要な支援を受けながら地域で自立した生活を送ります。【予算概要18】
	障害者相談支援事業	計画相談の対象範囲を広げるとともに、障害者地域活動ホーム等に配置された専任職員が、障害者が地域で自立して暮らすために生活全般にわたる相談に対応します。【予算概要19】
	生活援護事業（補装具・日常生活用具）	身体障害児・者の身体機能を補う用具、日常生活の便宜を図るための各種用具の給付等を行います。
	重度障害者入浴サービス事業	在宅での入浴が困難な重度障害者に、施設入浴及び訪問入浴を行うことで、入浴の機会を提供します。
	精神障害者医療費公費負担事業	精神障害者の適正な医療を普及するため通院医療費の一部を公費負担するほか、措置入院に要する費用を公費負担します。
障害者支援施設等自立支援給付費	施設に入所又は通所している障害者が障害福祉サービス等を利用することで、日常生活の自立に向けた支援を受けたり、就労に向けた訓練を行います。【予算概要17】	
障害児・者短期入所事業	疾病等により家族が介助できない場合や疲労回復を図る場合に、障害児・者が施設等を利用することで在宅生活を支援します。	

2 その他の事業

その他の事業	発達障害者支援体制整備事業	発達障害児・者について、ライフステージに対応する支援体制を整備し、発達障害児・者の福祉の向上を図ります。【予算概要19】
	障害者就労支援事業	障害者の就労支援を行う就労支援センターの運営費の助成を行います。また、障害者の就労の場の拡大等の事業を行います。【予算概要22】
	重度障害者医療費助成事業	重度障害者に対し、医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成します。【予算概要25】
	こころの健康対策	区局による自殺対策を充実し、関係機関や庁内関係部署との連携による総合的な自殺対策に取り組みます。また、依存症対策として、普及啓発や治療・回復プログラムの検討等を行います。【予算概要26】
	精神科救急医療対策事業等	神奈川県、川崎市、相模原市との協調体制のもと、受入協力医療機関の空床確保に必要な助成等を行います。【予算概要27】
	自立生活移行支援助成事業	障害者の地域生活、就労への移行等のために必要な支援をする事業所に事業経費を助成します。

16	障害者の 地域生活支援	
本年度	208億9,175万円	
前年度	209億8,720万円	
差引	△9,545万円	
本年度の 財源内訳	国	61億5,798万円
	県	30億7,899万円
	その他	413万円
	市費	116億5,065万円

事業内容

在宅生活を支える地域の拠点を運営するとともに、本人の生活力を引き出す支援の充実を図ることで、障害者が地域で自立した生活を送れるよう、各事業を推進していきます。（**あんしん** と表記している事業は、「将来にわたるあんしん施策」を含む事業です。）

1 後見的支援推進事業【中期】〈拡充〉 **あんしん** 5億836万円

障害のある方が安心して暮らせるように、地域生活を見守る仕組みを、地域を良く知る社会福祉法人等と共に作っていきます。（新規2区 累計18区）

2 多機能型拠点運営事業 **あんしん** 1億2,211万円

重症心身障害児・者など、常に医療的ケアが必要な人の地域での暮らしを支援するため、訪問看護サービスや短期入所などを一体的に提供できる拠点を2か所運営します。

3 障害者地域活動ホーム運営事業 53億5,260万円

障害児・者の地域での生活を支援する拠点施設として生活支援事業や日中活動事業を行う「障害者地域活動ホーム」に、運営費助成等を行います。（社会福祉法人型：18か所、機能強化型：23か所）

4 精神障害者生活支援センター運営事業〈拡充〉 **あんしん** 8億9,781万円

精神障害者の社会復帰、自立等を図るため、日常生活の支援、相談、地域における交流活動の促進等を行う生活支援センターの運営費を助成します。（18区）

また、統合失調症を始めとする入院患者の地域生活への移行に向けた支援や地域生活を継続することを目的とした「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」をより一層進めます。（新規2区 累計11区）

5 地域活動支援センターの運営 **あんしん** 37億2,163万円

在宅の障害者に通所による活動の機会を提供し、社会との交流を促進する施設に対して、その運営費を助成します。

(1) 地域活動支援センター（障害者地域作業所型） 年度末見込み：98か所

(2) 地域活動支援センター（精神障害者地域作業所型） 年度末見込み：68か所

地域活動支援センター → 障害福祉サービス事業所 計10か所移行予定

（17 障害者支援施設等自立支援給付費 参照）

6 障害者自立生活アシスタント事業〈拡充〉 **あんしん** 3億880万円

地域で生活する单身等の障害者に対し専任の支援職員（自立生活アシスタント）による支援を行い、地域生活の継続を図ります。

なお、28年度中に全18区で実施できる見込みです。（新規1か所 累計40か所）

7 障害者ホームヘルプ事業 99億7,958万円

(1) 身体介護や家事援助等を必要とする障害児・者及び移動に著しい困難を有する視覚障害、知的障害、精神障害児・者に対し、ホームヘルプサービスを提供します。

(2) 総利用時間見込 246万6,768時間

8 障害種別に応じた物資の備蓄〈新規〉【基金】 86万円

自宅の被災等の非常時に備え、個人用ストマ用装具を市内施設に保管出来る仕組みを構築します。

17	障害者支援施設等 自立支援給付費		事業内容 障害者総合支援法に基づき、施設に入所又は通所している障害者に対し、日常生活の自立に向けた支援や就労に向けた訓練等の障害福祉サービスを提供します。 1 利用者数見込 延べ11,194人 (月平均) 2 主な障害福祉サービス (1) 施設入所支援 施設に入所している人に対し、夜間や休日に、入浴・排泄・食事の介護等を提供 (2) 生活介護 施設に入所又は通所している人に対し、日中に、食事や入浴・排泄等の介護や日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会等を提供 (3) 就労移行支援 一般就労への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適正に応じた職場の開拓、就労後の職場定着のための支援等を提供 (4) 就労継続支援 就労や生産活動の機会や、一般就労に向けた支援を提供 地域活動支援センター → 障害福祉サービス事業所計10か所移行予定 (16 障害者の地域生活支援 参照)
本 年 度	233億6,459万円		
前 年 度	228億7,822万円		
差 引	4億8,637万円		
本年度の 財源内訳	国	116億8,003万円	
	県	58億4,002万円	
	その他	—	
	市 費	58億4,454万円	

18	障害者グループホーム 設置運営等事業		事業内容 1 設置費補助 2億550万円 障害者プラン等に基づくグループホームの新設、老朽化等による移転等にかかる費用を助成します。 新設 47か所、移転 8か所 (うち新設7か所は障害児施設18歳以上入所者移行相当分) 2 運営費補助等 122億3,208万円 グループホームにおける家賃、人件費等の一部を補助することで、運営、支援の強化等を図ります。 735か所 (A型7、B型728) うち新設 47か所 3 スプリンクラー設置費補助 5億4,924万円 平成27年4月から義務化された、スプリンクラーの設置にかかる費用を助成します。 (新設・移転ホーム分：23か所、既設ホーム分：127か所) 4 高齢化・重度化対応事業 あんしん 5,693万円 医療的ケア等が必要となる入居者に対応するため、看護師等を配置する高齢化対応グループホームモデル事業及び重度化対応グループホーム事業を継続実施します。 既存ホームのバリアフリー改修に助成を行います。 5 地域生活への移行に向けた取組〈拡充〉 397万円 グループホームなど、地域生活への移行を推進するため、障害者支援施設等職員への研修や精神障害者へのアンケート調査を新たに実施します。
本 年 度	130億4,772万円		
前 年 度	116億3,428万円		
差 引	14億1,344万円		
本年度の 財源内訳	国	50億7,979万円	
	県	23億5,539万円	
	その他	—	
	市 費	56億1,254万円	

19	障害者の 相談支援		事業内容 1 障害者相談支援事業〈拡充〉 6億7,122万円 障害者地域活動ホームに地域における相談支援の中核的な役割を担う <u>基幹相談支援センター機能</u> を追加し、計画相談支援事業者に対する訪問による指導等を行うことにより、相談支援体制を強化します。 (1) 障害者地域活動ホーム 18か所 (2) 障害児・者福祉施設等 6か所 (3) 発達障害者支援センター 1か所
本年度		12億1,517万円	2 計画相談支援事業 5億3,221万円 障害福祉サービスを利用する全ての方を対象として計画相談支援事業者が、障害者本人の希望を踏まえたサービス等利用計画を作成し、ケアマネジメントによるきめ細かな支援を行います。
前年度		8億5,854万円	
差引		3億5,663万円	
本年度の 財源内訳	国	4億7,474万円	
	県	2億3,737万円	
	その他	—	
	市費	5億306万円	
			3 発達障害者支援体制整備事業〈拡充〉 あんしん 1,174万円 発達障害者の地域生活を支援するため、地域の支援機関が抱えている困難事例に対応できるよう、 <u>発達障害者支援センターに地域支援マネジャーを配置</u> し、地域の相談支援機関等に対する支援機能を強化します。

20	障害者差別 解消の推進		事業内容 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の施行に伴い、差別解消に向けた取組を実施します。
本年度		2,415万円	1 相談及び紛争防止等のための調整委員会の運営〈新規〉 397万円 障害者差別に関する相談に的確に対応し、紛争の防止又は解決につながるよう、 <u>あっせんの仕組み</u> を設けるなどの体制整備を行います。
前年度		422万円	
差引		1,993万円	
本年度の 財源内訳	国	818万円	
	県	—	
	その他	—	
	市費	1,597万円	
			2 区役所窓口での手話通訳対応の実施〈新規〉 1,435万円 手話通訳者の派遣による配置をモデル実施するほか全区で通信機器を活用した手話通訳を実施します。
			3 啓発活動〈拡充〉 498万円 啓発用リーフレットを作成するほか、 <u>市民、事業者等を対象に講演会等による啓発活動を実施</u> します。
			4 障害者差別解消支援地域協議会の設置〈新規〉 85万円 <u>相談事例の共有や差別解消に関する様々な課題を協議</u> するため、関係機関等による協議会を設置します。

21	障害者の 移動支援		事業内容 障害者等の外出を促進するために、各事業を推進して いきます。
	本年度	55億1,247万円	1 移動情報センター運営等事業【中期】〈拡充〉 あんしん 1億63万円 移動に困難を抱える障害者等からの相談に応じて 情報提供を行うとともに、ガイドボランティア等の 発掘・育成を行うセンターを引き続き運営します。 また、29年度までに市内のどの地域でも移動支援を 効果的に利用できるよう、全区での窓口開設を目指し 順次拡大を図ります。 (新規3区 累計15区)
	前年度	52億9,369万円	
	差 引	2億1,878万円	
本年度の 財源内訳		2 特別乗車券交付事業 25億7,434万円 市営交通機関、市内を運行する民営バス・金沢シー サイドラインを利用できる乗車券を交付します。 利用者負担額(年額) 1,200円(20歳未満600円)	
	国	6億8,878万円	3 重度障害者タクシー料金助成事業 あんしん 4億9,021万円 公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、福 祉タクシー利用券を交付します。(助成額1枚500円、 交付枚数 年84枚 <1乗車で複数枚使用可>) ※人工透析へ週3回以上通う腎臓機能障害者は年168枚
	県	3億4,590万円	
	その他	6,236万円	
	市費	44億1,543万円	
4 障害者ガイドヘルプ事業 あんしん 17億9,929万円 重度の肢体不自由、知的障害、精神障害のある障害児・者等が外出する際に、 ヘルパーが付き添います。また、ガイドヘルパー等の資格取得のための研修受講料の 一部助成などを行います。			
5 ガイドボランティア事業 あんしん 6,882万円 視覚障害や肢体不自由、知的障害、精神障害のある障害児・者が外出する際に、ボラ ンティアが付き添います。また、ガイドボランティア養成等の研修を行います。			
6 タクシー事業者福祉車両導入促進事業 あんしん 108万円 タクシー事業者がユニバーサルデザインタクシー(福祉車両)を導入する際の費用の 一部を助成します。			
7 ハンディキャブ事業 6,560万円 車いすでの乗車が可能なハンディキャブ(リフト付小型車両)の運行サービス、車両 の貸出及び運転ボランティアの紹介を行います。(運行車両6台・貸出車両2台)			
8 障害者施設等通所者交通費助成事業〈拡充〉 3億9,366万円 施設等への通所者及び介助者へ通所にかかる交通費を助成します。 なお、 <u>電子システムを構築</u> し、効率的で適正な制度運用を行います。			
9 自動車運転訓練・改造費助成事業 あんしん 1,884万円 中重度障害者が運転免許を取得する費用の一部や、重度障害児・者本人及び介護者が 使用する自動車改造費・購入費の一部を助成します。			

22	障害者の 就労支援	事業内容 障害者と企業の双方を対象とし、障害者の就労機会の拡大を図ります。 1 障害者就労支援センター事業【中期】 3億522万円 障害者の就労・定着支援等を行う障害者就労支援センターの運営を行い、就労を希望している障害者への継続した支援を関係機関等と連携して行います。 また、就労支援センターの職員を対象とした研修により、人材育成を進めます。 ・障害者就労支援センターの運営 9か所 2 障害者共同受注・優先調達推進事業【中期】 2,142万円 よこはま障害者共同受注総合センターの運営等により、企業等から障害者施設への発注促進や自主製品の販路拡大などにかかる包括的なコーディネートを行います。 3 障害者就労啓発事業〈拡充〉 1,907万円 障害者や企業等を対象に障害者の就労・雇用への理解を広げるため、研修会等を実施するなどし、啓発をより一層進めます。 ・企業啓発事業〈拡充〉 セミナー・ <u>出前講座の開催</u> 、パンフレット作成	
本年度		3億4,571万円	
前年度		3億3,945万円	
差引		626万円	
本年度の 財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	871万円	
	市費	3億3,700万円	

23	障害者の スポーツ・文化	事業内容 1 障害者スポーツ・文化活動拠点基本計画 策定事業〈新規〉 500万円 <u>障害者スポーツ・文化活動の裾野を広げる取組の推進にむけて「ウィリング横浜」用途廃止部分を活用した南部方面の活動拠点について基本計画を策定します。</u>	
本年度		9億1,535万円	
前年度		8億6,692万円	
差引		4,843万円	
本年度の 財源内訳	国	7,688万円	
	県	3,150万円	
	その他	59万円	
	市費	8億638万円	
		2 ヨコハマ・パラトリエンナーレ準備事業 100万円 平成29年度に開催予定の第2回ヨコハマ・パラトリエンナーレに向けて、障害者の芸術活動を支援する人材育成事業を実施します。 実施内容 ワークショップ及び研修会等 2回 3 障害者スポーツ・文化センター横浜ラポールの 管理運営 9億935万円 障害者スポーツ・文化・レクリエーション振興の中核的な拠点施設として、障害者スポーツ文化センターの管理運営、スポーツ振興事業、文化振興事業及び聴覚障害者情報提供施設事業を指定管理により実施します。 指定管理者：（社福）横浜市リハビリテーション事業団 指定管理期間：平成28年4月1日～平成33年3月31日	

24	障害者施設 整備事業	事業内容 1 障害者施設整備事業 14億1,855万円 障害者が地域において自立した日常生活を送るため、必要な支援を提供する施設を整備する法人に対し、引き続き建設費等の助成を行います。 また、耐震構造に問題があり、老朽化が著しい施設は、建替え等による整備を行い、入所者等の安全確保と安定した支援等を行うための施設環境を改善し、入所者等の地域生活への移行を推進します。	
本年度	14億6,798万円	(1) 障害者施設整備（建設） 1か所 ・多機能型拠点（瀬谷区） あんしん 建設…28年度完了予定（29年度開所予定）	
前年度	14億1,983万円	(2) 障害者施設耐震対策（建設） 2か所 ・保土ヶ谷区、旭区…28年度完了予定	
差引	4,815万円	(3) 改修 1か所 大規模修繕（神奈川区）	
本年度の 財源内訳	国	3,257万円	2 障害者地域活動ホーム整備事業 4,943万円 社会福祉法人が施設整備のために借り入れた特定資金の償還に対して補助を行います。
	県	—	
	その他	18万円	
	市費	14億3,523万円	

25	重度障害者 医療費助成事業 ・更生医療事業	事業内容 1 重度障害者医療費助成事業 105億5,932万円 重度障害者の医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成します。	
本年度	156億5,424万円	(1) 対象者 次のいずれかに該当する方 ア 身体障害1・2級 イ IQ35以下 ウ 身体障害3級かつIQ36以上IQ50以下 エ 精神障害1級（入院を除く）	
前年度	155億8,326万円	(2) 対象者数見込 ア 被用者保険加入者 14,389人 イ 国民健康保険加入者 20,138人 ウ 後期高齢者医療制度加入者 22,426人 計 56,953人	
差引	7,098万円	2 更生医療給付事業 50億9,492万円 身体障害者が障害の軽減や機能回復のための医療を受ける際の医療費の一部を公費負担します。	
本年度の 財源内訳	国	25億4,523万円	(1) 対象者 18歳以上の身体障害者手帳を交付されている方 (2) 対象者数見込 1,851人
	県	45億4,612万円	
	その他	20億9,254万円	
	市費	64億7,035万円	

26	こころの健康対策		事業内容 1 自殺対策事業【中期】 3,036万円 社会問題である自殺への対策として、関係機関や庁内関係部署との連携により総合的に推進します。 (1) 地域連携 講演会等での普及啓発を行うとともに、自殺のおそれがある人の早期発見・早期対応の中心的役割を担う人材(ゲートキーパー)の養成研修等の人材育成を行います。また、地域特性に合わせた区取組の充実や、区局による全庁的な取組を推進します。 (2) 地域自殺対策情報センター運営 地域における関係機関の連携推進や人材育成の拠点として、連絡調整会議や研修を開催し、自殺対策の総合的な支援体制の強化を図ります。 (3) 自死遺族支援等 電話相談や分かち合いの場(集い)の実施を通して自死遺族の支援等を行います。
本 年 度	3,936万円		2 依存症対策事業〈新規〉 900万円 <u>国のアルコール健康障害対策の基本計画の策定を踏まえ、アルコールやその他の依存症に関する普及啓発を行うとともに、依存症の治療・回復プログラムについて検討します。</u>
前 年 度	3,555万円		
差 引	381万円		
本年度の財源内訳	国	483万円	
	県	1,512万円	
	その他	5万円	
	市 費	1,936万円	

27	精神科救急医療対策事業		事業内容 1 精神科救急医療対策事業 2億8,451万円 県及び県内他政令市と協調体制のもと、受入協力医療機関の体制確保を行い、夜間休日も含め精神科救急受入体制を整備します。 (1) 精神科救急医療の受入体制 患者家族等からの相談や、精神保健福祉法に基づく申請・通報・届出に対応する体制を確保します。 (2) 精神科救急医療情報窓口 本人、家族及び関係機関からの相談に対し、病状に応じて適切な医療機関を紹介する情報窓口を夜間・深夜・休日に実施します。 (3) 精神科身体合併症転院受入病院(全3病院14床) 精神科病院に入院しており、身体疾患の治療が必要となった方の入院治療に対して、適切な医療機関での受入が可能な体制を確保します。
本 年 度	2億8,820万円		2 精神科救急協力病院保護室整備事業 あんしん 369万円 整備費の一部を補助することにより、保護室整備を促進し、精神科救急患者の受入状況を改善します。
前 年 度	2億7,391万円		
差 引	1,429万円		
本年度の財源内訳	国	4,260万円	
	県	—	
	その他	22万円	
	市 費	2億4,538万円	



HEALTH AND SOCIAL WELFARE BUREAU

けんこういくし

へいせい ねんど
平成 28 年度

よ さん がい よう
予 算 概 要

ばっ すい ばん
抜 粋 版

※この資料は、市会議決前の案の段階です。

せいしょうねんきよくぶん
(こども青少年局分)

12	地域療育センター 関係事業	
	本年度	千円 3,266,444
	前年度	3,283,279
	差引	△ 16,835
本年度の 財源内訳	国	39,099
	県	20,721
	その他	117
	市費	3,206,507



事業内容

0歳から小学校期までの障害児の療育に関する専門機関・地域における中核機関として地域療育センターの運営を行います。
また、発達障害のある児童への対応等に関する小学校教職員への支援や発達障害児を対象とした通所支援事業を実施します。

1 地域療育センター運営事業<拡充> 27億4,931万円

南部と戸塚の2センターについては、保護者からの相談や保育所等の支援依頼の増加に対応するため、相談員を1名増員します。

さらに、西部地域療育センターについては、最寄駅から遠方であり、支援を行うための相談室が少ないため、交通至便な場所に相談場所を新設し、相談員を3名増員します。

(1) センター一覧及び予算内訳

(単位：千円)

センター名	運営法人等	本年度予算
1 南部地域療育センター	指定管理者：(福)青い鳥	363,294
2 中部地域療育センター		394,285
3 東部地域療育センター		391,194
4 戸塚地域療育センター	指定管理者： (福)横浜市リハビリテーション事業団	338,382
5 北部地域療育センター		305,360
6 西部地域療育センター		369,839
7 地域療育センターあおば	民設民営：(福)十愛療育会	281,801
8 よこはま港南地域療育センター	民設民営： (福)横浜市リハビリテーション事業団	305,153
計		2,749,308

※総合リハビリテーションセンターでも同様のサービスを提供しています。

(2) サービス内容

相談・地域サービス部門	福祉保健センターが行う療育相談へのスタッフ派遣、保育所や幼稚園などの関係機関への巡回訪問による技術支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援等
診療部門	診断、検査、評価、訓練指導等
通園部門	児童発達支援センター(知的障害児) 医療型児童発達支援センター(肢体不自由児)での療育訓練

2 地域療育センター学校支援事業 1億4,432万円

地域療育センター及び総合リハビリテーションセンターの専門スタッフが小学校を訪問し、主として自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害等の発達障害のある児童への学校内での対応に関する研修や教職員への支援を行います。(実施か所：9か所)

(1) 小学校教職員を対象とした研修

一般学級・個別支援学級担任教諭、特別支援教育コーディネーター等への障害に関する研修の実施、学校が企画した研修等への協力

(2) 小学校教職員への技術的支援

児童とのコミュニケーションのとり方、掲示物などの表示方法や教室内の環境設定、教材の活用方法等に関する助言など

3 地域療育センター発達障害児通所支援事業 3億7,282万円

地域療育センター及び総合リハビリテーションセンターが運営する児童発達支援事業所において、主として知的に遅れのない発達障害児を対象に集団療育を行います。(実施か所：9か所)

13	在宅障害児及び施設利用児童への支援		事業内容
	本年度	千円 7,863,625	<p>障害児及び家族が安心して暮らせるために、学齢期のデイサービスや相談支援、重症心身障害児への医療的ケア等を実施します。</p> <p>1 障害児通所支援事業<拡充> 57億6,302万円</p> <p><u>(1) 障害児通所支援事業<拡充></u> 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）を利用する児童に対して給付費を支出します。 ○ 放課後等デイサービス事業者数 <u>165か所</u> ○ 放課後等デイサービスの利用児童人数 <u>6,238人</u></p> <p><u>(2) 障害児通所支援ステップアップ事業<拡充></u> 障害児通所支援事業所のサービスの質の向上を図るため、新たに指定した事業所に対し、研修を実施します。 横浜市版放課後等デイサービスガイドライン、虐待防止等、事業所運営の基本的な事項についての理解を深めます。 また、利用者が安心してサービスを選択できるよう事業所の提供するサービス情報の公開のあり方について、関係機関と検討を行います。</p>
	前年度	5,216,073	
	差引	2,647,552	
本年度の財源内訳			
	国	3,487,192	
	県	1,445,322	
	その他	14,151	
	市費	2,916,960	
<p>2 学齢後期障害児支援事業 1億1,796万円</p> <p>学齢後期(中学・高校生年代)の主として発達障害のある児童又はその疑いのある児童を対象として、思春期における障害に伴う生活上の課題の解決に向けて、診療、相談、通学先学校等関係機関との調整などを行います。</p> <p>(1) 実施内容 診療（初診、再診）、相談、相談に基づく関係機関との連携支援、家族への相談支援等</p> <p>(2) 実施機関 ○ 小児療育相談センター（所在地：神奈川区） ○ 横浜市総合リハビリテーションセンター（所在地：港北区） ○ 学齢後期発達相談室くらす（所在地：港南区）</p>			
<p>3 メディカルショートステイシステム事業 2,982万円</p> <p>常時医学的管理が必要な医療的ケアを要する重症心身障害児者等を在宅で介護する家族の負担軽減を目的として、介護者の事情により一時的に在宅生活が困難になった場合などに市立病院や地域中核病院等の協力を得て入院による受け入れ（メディカルショートステイ）を行い、在宅生活の安定を図ります。＜協力医療機関10病院＞</p>			
<p>4 医療環境整備事業 236万円</p> <p>医療的ケアを要する重症心身障害児者の在宅生活を支えるため、訪問看護師を対象とした研修や在宅支援関係者によるネットワーク連絡会を開催し、医療環境の充実を図ります。 また、重症心身障害児者のかかりつけ医から三次医療機関までのネットワーク構築に向けて検討を行います。</p>			
<p>5 障害児入所支援事業等 19億5,047万円</p> <p>障害や養護上の課題により、障害児施設に入所している児童に対する費用（措置費及び障害児入所給付費）を支出します。 (28年度見込み数：245人) また、施設に対して職員の加配等を行い、機能強化を図ります。(平成28年6月に開所する重症心身障害児施設に対する開所準備経費含む。) さらに、契約により入所している児童の世帯に対して、措置による入所と同等の費用負担となるように、引き続き本市独自の利用者負担助成を行います。</p>			

14	障害児施設の備	
	本年度	千円 1,200,794
	前年度	4,310,709
	差引	△ 3,109,915
本年度の財源内訳	国	137,138
	県	—
	その他	—
	市費	1,063,656

事業内容

1 障害児施設の再整備

12億79万円

施設の老朽化及び多様化する障害児の支援ニーズに対応し、より望ましい生活環境を確保するために社会福祉法人が行う施設の再整備に対し、建設費等の助成を行います。

(1) ぼらいと・えき

平成27年4月1日から社会福祉法人による運営を開始した福祉型障害児入所施設「ぼらいと・えき」（旧横浜市なしの木学園）の再整備工事を行います。

28年度は、27年9月に着工した工事を継続して進め、児童寮新棟のしゅん工を予定しています。

- 施設種別
福祉型障害児入所施設
- 所在地
泉区下飯田町330番地
- スケジュール
28年度：新棟しゅん工、既存棟改修着工
29年度：既存棟改修しゅん工
- 入所定員
70人（長期入所 60人、短期入所 10人）
- 整備・運営法人
社会福祉法人 試行会（H27.4～民営化）

(2) 横浜療育医療センター

空調・給水設備等が老朽化している医療型障害児入所施設「横浜療育医療センター」について、大規模改修工事を行います。

- 施設種別
医療型障害児入所施設
- 所在地
旭区市沢町557番地2
- スケジュール
28年度：改修工事
- 入所定員
A・B棟（改修対象）：60人
C棟：35人
計：95人（短期入所含む）
- 整備・運営法人
社会福祉法人 十愛療育会



ぼらいと・えき（現在）



横浜療育医療センター（現在）

へいせい ねんど
平成 28 年度

よ さん がい よう
予 算 概 要

ばっ すい ばん
抜 粋 版

※この資料は、市会議決前の案の段階です。

きょういくいいんかいじむきよくぶん
(教育委員会事務局分)

5 特別支援教育の指導振興		特別な支援を必要とする児童生徒に対する校内の支援体制を充実するため、支援員を配置するとともに、小中学校におけるLD(学習障害)などの児童生徒への教育的支援、専門的な就学・教育相談などを実施します。また、特別支援学校に在籍する生徒の就労支援を行い、社会的自立を促進します。				
本年度	前年度	差引	本年度の財源			
			国・県費	その他	市債	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
953,719	966,226	△ 12,507	14,984	1,569	0	937,166
<p>(1) 特別支援教育支援員事業費 <u>48,921千円</u> (42,886千円) 特別支援教育支援員を配置することにより、一人ひとりの子どもに対し学校生活場面と学習場面の連続性のある支援を可能とし、障害特性によるニーズに応じたトータルな支援を行います。</p> <p>(2) 特別支援学校就労支援事業費 <u>13,474千円</u> (13,446千円) 高等特別支援学校及び高等部に在籍する生徒が企業就労を通して自立・社会参加を図れるよう、実習職場の開拓や就労定着のための職場訪問などを行います。</p> <p>(3) 特別支援学校医療的ケア体制整備事業費 <u>51,488千円</u> (50,908千円) 特別支援学校(肢体)5校に看護師を配置するとともに、医師などで構成する運営協議会を設置し、医療的ケア実施体制の整備を図ります。</p> <p>(4) 相談指導費 <u>89,213千円</u> (88,915千円) 児童生徒一人ひとりのニーズに応じて、特別支援教育にかかわる就学・教育相談を行います。</p> <p>(5) スクールバス運行費《再掲》 <u>665,812千円</u> (686,605千円) 特別支援学校に在籍する児童生徒に対し、登下校支援を行うため、スクールバスを運行します。児童生徒の安全確保や身体的負担の軽減を図るため、全40コースで運行を実施します。</p> <p>(6) タブレット端末の活用に関する研究事業費 <u>4,974千円</u> (5,064千円) 26年度に引き続き障害のある児童生徒の学習の質を高めるためのタブレット端末の効果的な活用方法について、研究実践校を他の聴覚障害及び肢体不自由、知的障害の特別支援学校に拡大し研究します。</p> <p>(7) 発達障害の子どもへの通級による指導のあり方研究事業《新規》 <u>1,526千円</u> (-) 第2期教育振興基本計画にもあるように、通級指導教室の教育環境の充実に向けた取組として児童生徒の一人ひとりのニーズに適切に対応した才能教育の在り方と指導プログラムについての実践研究を行います。</p> <p>(8) 企画総務費等 <u>78,311千円</u> (78,402千円) 企画総務費、特別支援教育行事費、センター総務費、臨床指導医等派遣事業費ほか</p>						
12 特別支援学校等の施設の整備		通級指導教室を整備するとともに、個別支援学級の整備を進め、障害のある児童生徒の状態に応じて効果的な指導が行えるようにします。				
本年度	前年度	差引	本年度の財源			
			国・県費	その他	市債	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
125,000	113,750	11,250	0	0	0	125,000
<p>(1) 個別支援学級整備費 <u>45,500千円</u> (52,000千円) 27年度に開設予定の2校について、改修等の整備を行います。また、29年度に整備予定の2校について、設計を行います。</p> <p>(2) 通級指導教室整備事業費 <u>39,500千円</u> (56,750千円) 通級指導教室について、改修等の整備を行います。</p> <p>(3) 肢体不自由特別支援学校再編整備事業費 <u>35,000千円</u> (5,000千円) 市立肢体不自由特別支援学校の狭隘化や過大規模化等を解消するため、旧左近山第二小学校の敷地・施設を利用して特別支援学校を整備します。</p> <p>(4) 特別支援学校施設整備事業費《新規》 <u>5,000千円</u> (-) 特別支援学校に在籍している児童生徒における学校生活での安全・衛生面の確保や指導面に配慮した整備を行います。</p>						

へいせい ねんど
平成 28 年度

よ さん がい よう
予 算 概 要

ばっ すい ぼん
抜 粋 版

※この資料は、市会議決前の案の段階です。

けんちくきょくぶん
(建築局分)

8	住宅施策推進費		<u>事業内容</u> 住宅マスタープランである「横浜市住生活基本計画」に基づき、団地の再生、マンション管理組合支援、子育て世帯や高齢者等への居住支援、省エネ住宅の普及など、市民が安心して暮らせる住まい・住環境整備に向けた取組を進めます。	
	本年度	187,400 千円		
	前年度	186,361		
	差引	1,039		
	財本源年度 内訳の	国		45,360
		県		12,600
市債		—		
その他		3,600		
	一般財源	125,840		

<p>(1) 住宅施策推進事業</p> <p>国の住宅政策の動向や社会・経済情勢の変化を踏まえ、横浜市の住宅施策の基本的な計画である横浜市住生活基本計画の見直しに向けた検討を行います。 また、27年度の住宅政策審議会の答申を受け、今後の市営住宅の供給に関する基本的な考え方をまとめるとともに、横浜市公営住宅等長寿命化計画を見直します。</p>	<p>14,846 千円 (27: 19,277 千円) (差引 △ 4,431 千円)</p>
<p>(2) 団地再生支援事業</p> <p>建物の老朽化や居住者の高齢化が進む集合住宅団地の再生に向けた住民主体の取組を、コーディネーターの派遣等により支援します。 また、課題が複合化し住民や民間事業者等による再生が難しく、他の団地のモデルとなりうる取組を進める大規模団地等について、関係者と連携を図りながら総合的な視点で再生に取り組めます。</p>	<p>20,700 千円 (27: 20,500 千円) (差引 200 千円)</p>
<p>(3) マンション関連支援事業</p> <p>分譲マンションの良好な維持管理のため、マンション管理組合への専門家派遣や情報提供等により支援します。また、子育てにやさしいマンションの認定・普及に向けた取組等を行います。</p> <p>地域子育て応援マンション 認定件数 2件 (27: 2件)</p>	<p>4,340 千円 (27: 4,386 千円) (差引 △ 46 千円)</p>
<p>(4) サービス付き高齢者向け住宅登録事業</p> <p>高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づくサービス付き高齢者向け住宅の登録を行います。</p> <p>新規登録件数 30件 (27: 30件)</p>	<p>2,691 千円 (27: 2,255 千円) (差引 436 千円)</p>

(5) 民間住宅関連支援事業

11,843 千円 (27: 15,060 千円)

(差引 △ 3,217 千円)

相談窓口の一元化を行い、これまで以上に幅広い相談に対応できるよう、民間住宅あんしん入居事業、高齢者住替促進事業、住宅リフォーム等支援事業の3つの事業を総合的に取扱い、民間賃貸住宅への円滑な入居等を促進します。

ア 民間住宅あんしん入居事業

連帯保証人を確保できないことが理由で民間賃貸住宅への入居が困難な高齢者、障害者、外国人等を対象に、民間の保証会社を利用した家賃保証と、区役所等の既存福祉サービスによる居住支援を行います。

また、貸主が高齢者等へ賃貸する不安を軽減させ、制度利用の促進につなげるため、新たに緊急通報システムをモデル的に導入するなど、居住支援施策の充実を図ります。

イ 高齢者住替え促進事業

高齢者の円滑な住替えを支援するため、住宅施策と福祉施策の連携のもと、高齢者向け住宅や施設の情報など総合的な相談窓口を運営するとともに、高齢者がより身近な場所で相談できるよう、市民利用施設等への出張相談を実施します。

ウ 住宅リフォーム等支援事業

住宅の防災化・バリアフリー化を図るため、これらの改修等に必要となる資金を市民が住宅金融支援機構などから融資を受ける際、利子補給を行います。

新規申込は平成20年度で終了しているため、21年度以降は交付決定済案件にかかる支払いを実施しています。

(6) 住まいに関する相談情報提供事業

7,400 千円 (27: 6,800 千円)

(差引 600 千円)

市民が身近な場所で住まいに関する総合的な相談が受けられるよう、民間事業者の実施する相談拠点と連携し、また市民利用施設を活用して、住まいに関する情報提供や相談を実施します。

住宅の省エネルギー化に関する一定の知識を有する建築士等を省エネ住宅相談員として登録し、登録時の講習会や知識・技術向上のための研修会等を実施することにより、市民からの幅広い疑問に答えることができるコンシェルジュとして育成するなど、省エネ住宅の普及・啓発に努めます。

ア 住まいに関する相談・情報提供事業 (相談事業・民間事業者等連携) 4,220千円

イ 省エネ住宅に関する相談体制の充実 (省エネ住宅相談員登録制度の運営) 2,700千円

ウ 省エネ住宅に関する相談体制の充実 (人にやさしい住まいづくり体験館の活用) 480千円

(7) 住まいのエコリノベーション推進事業

39,000 千円 (27: 42,000 千円)

(差引 △ 3,000 千円)

既存住宅のエコリノベーション (省エネ改修) に対する補助やエコリノベーションの学びの場となるアカデミーなどの開催により、エネルギーを賢く利用する住まい・住まい方について、市民等に普及を図ります。また、「省エネ」かつ「健康」な住まいの基本となる室内温度差を少なくするエコリノベーションに関する情報を積極的に発信し、市内企業の技術力向上につなげていきます。

(8) ZEH (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) 推進事業

20,000 千円 (27: 0 千円)

(差引 20,000 千円)

低炭素社会の実現に向け、高断熱な外皮及び高効率な省エネルギー設備を備え、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの住宅に対し、補助と普及啓発を実施します。

また、補助の要件にCASBEE横浜を連動させ、総合的に質の高い住宅を誘導します。

(9) 災害時対応住宅施策事業

7,000 千円 (27: 15,000 千円)

(差引 △ 8,000 千円)

大規模地震等が発生した場合に応急仮設住宅の供給を速やかに行うため、建設候補地のデータベースの更新・拡充を図ります。

また、震災復興期における住まいの復興を想定した、具体的な実務マニュアルを整備します。

(10) 被災者向け住宅家賃負担事業

12,600 千円 (27: 14,463 千円)

(差引 △ 1,863 千円)

横浜市住宅供給公社が東日本大震災による被災者の受入れのために提供している住宅について、被災県から供与期間延長の要請があったため、引き続き借上げます。

へいせい ねんど
平成 28 年度

よ さん がい よう
予 算 概 要

ぼっ すい ぼん
抜 粋 版

※この資料は、市会議決前の案の段階です。

こうつうきょくぶん
(交通局分)

5	乗り降りしやすい バスの導入 (市営バス)
本 年 度	千円 1,775,694

事業内容



乗り降りしやすいバスの導入

ノンステップバス (平成22年度予算より健康福祉局からの導入補助は終了。(平成24年度予算より民営バスのみ導入補助) 交通局の企業努力により引き続き導入を推進)

どなたにでも乗り降りしやすいノンステップバスを65両導入します。このうち、環境にも配慮したハイブリッドノンステップバス(5両)の導入を予定しています。一般乗合バスに占める低床バスの割合は、28年度末においても前年同様100%となります(狭隘地を走行する小型リフト付きバスを除く)。

28年度購入予定ノンステップバス車両数 65両
 [うち ディーゼルノンステップバス 60両
 うち ハイブリッドノンステップバス 9両]
 (27年度末ノンステップバス車両予定数 736両)